

令和5年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和5年3月8日 午前10時00分 開会  
午後 4時40分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 9番 松林謙司 10番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	4	坂本 剛司	一問一答	地域防災力の向上について	市長 担当部長
				緊急時における地域支援について	担当部長
				児童生徒への消費者教育について	担当部長
				二十歳の集いについて	担当部長
2	9	松林 謙司	一問一答	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について	市長 担当部長
				学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について	教育長 担当部長
				発達性読み書き障害（ディスレクシア）について	教育長 担当部長
3	11	川村 優子	一問一答	児童・生徒の心に寄り添う支援について	市長 教育長 担当部長
				市民顕彰制度について	市長 担当部長
4	3	柴田 三乃	一問一答	学力格差について	市長 教育長 担当部長
				葛城山麓地域がもつ可能性について	市長 担当部長
5	12	増田 順弘	一問一答	高齢者の移動手段への支援について	市長 副市長 担当部長
6	10	谷原 一安	一問一答	保育所等の管理運営について	市長 担当部長
				医療費と給食費における子育て支援について	市長 教育長 担当部長
				入札契約改革のさらなる推進について	市長 担当部長
7	7	吉村 始	一問一答	緊急時通報カードの導入について	市長 担当部長
				葛城市のまちづくりビジョンについて	市長 担当部長

8	1	西川 善浩	一問一答	新町スポーツゾーンの取組み状況について	市 長 教育長 担当部長
				これからの葛城市観光について	市 長 担当部長
9	2	横井 晶行	一問一答	水道事業について	担当部長
10	8	奥本 佳史	一問一答	今後の公共施設・行政サービスの在り方について	市 長 副市長 担当部長
11	14	藤井本 浩	一問一答	トイレがないJR大和新庄駅について	市 長 副市長 担当部長
				通行止になっている通称たいこ橋について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

**梨本議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月28日の通告期限までに通告されたのは11名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載したとおりであります。なお、一般質問の方法は11名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

**坂本議員** 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。令和5年第1回議会では、葛城市が令和5年に実施する様々な事業を行うに当たり、その事業は市民の貴重な税金等で賄われていることを踏まえ、葛城市にとって効果的に運用されるのかを決める大変重要な議会として、臨んでまいり所存でございます。令和4年はロシアのウクライナ侵攻で始まり、今年になっては隣国のミサイル発射増や、世界規模での気球飛来という国防に関する問題、また、トルコ、シリア大地震による大災害など、世界中が危機的状況でございます。さらに、4年目となるコロナの影響もあり、ますます生活を維持することが大変な時代になったと、誰もが体感していると思います。これらの影響により、市民の生活水準は個々の人々が努力しても解決することができず、やっと国が最低賃金等の大幅な改善策を講じるようになりましたが、逆に地方の中小企業や個人事業者の負担が増えるのではないかと心配しています。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

私の質問は4点ございまして、まず1つ目が、地域防災力の向上について。2つ目が、緊急時における地域支援について。3つ目が、児童生徒への消費者教育について。4点目が、二十歳の集いについてであります。

なお、これよりは質問席より行わせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

**梨本議長** 坂本議員。

**坂本議員** では、よろしく申し上げます。まず、1点目の地域防災力の向上について質問をします。

皆様もご承知のとおり、30年以内に南海トラフ大地震が発生すると言われ、現在に至って

ます。1か月前にはトルコ大地震が起きました。阪神・淡路大震災と東日本大震災などの経験から、大規模広域災害が発生した際には、地域住民だけでなく、行政自体も被災して行政機能が麻痺し、機能するのに相当な時間がかかる場合があることを、ここにいる皆様はご承知だと思います。ところが、葛城市にお住まいの市民の皆様はどうでしょうか。各自治会の役員の中には市の研修や動員などで、災害発生直後は役所に電話してもつながらず、役所自体も被災していて機能しないということを知っておられる方もおられますが、一般的に多くの市民は、防災訓練の経験や被災経験もほとんどないことから、役所や消防に連絡したら何とかしてくれるという期待を持っていると思われまふ。そこでお聞きします。仮に南海トラフ大地震が発生し、トルコ大地震のような悲惨な光景を目の当たりにした場合、葛城市民の命を守るため、行政として何をしなければならぬかを時系列に説明してください。

**梨本議長** 東総務部長。

**東 総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部、東でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、葛城市におきまして、災害における市役所職員の対応についてでございますが、昨年9月の一般質問でも、複数の議員からご質問があり、ご答弁をさせていただいたことと重複する部分があるかもしれませんが、再度確認の意味も含めましてお答えをさせていただきます。本市には、災害が起こった場合には、災害時職員初動マニュアルというものがございまして、地震や風水害等の災害発生直後におけます初動体制の確立と、災害に速やかに対処するための主な事項を定めたものがございます。その中で、動員配備の基準が示されておまして、まず、災害対策本部を設置する前の事前配備というものから、1号配備、2号配備、3号配備までがございまして、

1つ目の事前配備というものですが、これにつきましては、震度4の地震発生や、時間雨量20ミリメートル以上、または総雨量が80ミリメートル以上を記録したとき取る配備で、情報収集や応急対策準備に必要な体制を取ります。

次に、1号配備でございますけれども、これにつきましては、災害により局地的に被害が発生したときに、または、発生することが予想された場合、速やかに災害対策本部を設置し、局地的な災害に対処する体制を取ります。

続いて、2号配備でございますが、震度5弱及び5強の地震が発生したとき、または、発生することが予想される場合で、相当規模な被害に対処する体制でございます。

最後に、3号配備でございますが、大規模な被害に対する体制となっております。この職員の動員配備につきましては、市長の命によりまして、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために行うものとなっております。

以上でございます。

**梨本議長** 坂本議員。

**坂本議員** どうも説明ありがとうございます。大災害が起こった場合は、役所も被災している状況下で、今説明していただいた手順を進めていくことは、災害に対する各職員の皆さんの共通認識、行動力と連携のバランスが、災害時における初動行為の成功に大きく左右すると思われ

ますので、お聞きします。各職員の皆さんは、災害発生時に、自分が何の担当で、誰の指示に従って、何をするのか。これはご理解されているのでしょうか。お答え願います。

**梨本議長** 東総務部長。

**東 総務部長** ただいまのご質問でございます。

先ほど申し上げました職員の災害時職員初動マニュアル、これには、災害時の組織体制や動員配備の基準、そして災害対策本部の事務分掌、あと発災から初動までの取組などが詳細に書かれたものでございます。年度初めは人事異動等がございますので、自分の役割を確認する意味でも、このマニュアルを年度当初には職員掲示板に掲載をいたしまして、熟読するように指示を出し、そして、全職員で災害対策に当たれるよう周知を行っておるところでございます。

**梨本議長** 坂本議員。

**坂本議員** 説明ありがとうございます。マニュアルに沿った役割をこなしていくわけですが、災害発生時は職員の皆さんも被災者であって、不安だらけのひとりの人間です。当然のことながら、ご自分のご家族の安否が真っ先に頭をよぎるでしょう。これは人間として当たり前のことだと思います。職員は公務員として、家族、不安を抱えながら、被災された市民の方々の安全確保のため、昼夜を問わず行動することになるでしょう。よくお聞きするのが、被災後3日間は行政が機能せず、その3日間は地域住民のマンプワーによる自助で耐え抜いていただき、その後、市役所による公助がスタートできると言われています。

ここで、お聞きします。地域住民の自助という行動が、被災直後に効果的に機能するために、葛城市として、今後どのような手法を地域に浸透させていくのか。また、どの程度の地域住民がそれを理解すれば、自助が可能であると考えられるのかお聞きします。

**梨本議長** 東総務部長。

**東 総務部長** ただいまのご質問でございますが、本市におきましては、従来、市民向けの避難訓練として、各小学校区における避難所で、劇場型の訓練を実施してまいったところがございます。しかしながら、昨今、自助、共助、公助という言葉が取り沙汰されるようになりまして、訓練内容に変化をつけ、令和3年度からは、市民参加型避難所運営訓練という形式での訓練を開催しております。この訓練につきましては、先ほど議員お述べの公助を待つのではなく、災害時には自分たちで、また、近所の皆さんで助け合う自助、共助の在り方を学ぶ訓練となっております。例えば、自分たちで段ボールを使った部屋を作ったり、また、簡易テントの設営の仕方などを学んでいただいたり、大変有効なものであると考えておるところでございます。今年度以降も順次開催をしてみたいと考えておるところでございます。

**梨本議長** 坂本議員。

**坂本議員** 説明ありがとうございます。地域住民の協力と理解がなければ、災害時における災害対策をスムーズに行うことができないという観点からご質問させていただきましたが、昔から備えあれば憂いなしということわざがあります。これは、人間誰しも心理的な不安や気持ちや心配事を持っているものですが、全ての物事、事柄に対して事前に準備を十分しておくこ

とで、そういった心理的な不安が解消されるという意味です。そして、このことわざは、物事に対する取組方や捉え方という心の持ちようを戒める言葉となっています。このことわざに倣い、ふだんから市役所も地域住民も、災害に対する備えと心構えを常に持ち続けることが最重要と考えるので、この1年をかけて心構えがプラスに転じるように努めていただきたいことをお願いし、1つ目の質問を終わりますが、最後に、阿古市長にお伺いします。市長は公約で、市民の生命・財産を守る災害対策に引き続き注力していくんだとうたっておられます。昨年9月議会のときは水災害が起きましたが、今回は、大震災が起こった場合に、どのように市民の生命・財産を守る対策を打たれるのか。そのお考えをお聞きしたいと思います。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご質問ありがとうございます。私の大きな公約の1つでございます。その中で今回は、地震に関してのご質問でございます。東南海地震が30年以内に70%から80%の確率で発生すると言われて、もう久しくなります。地震といいますのは、もうこれはないということではなくて、いつあるかということの判断でございますので、それに向かって最大限、まず4つの分野に分ける必要があるのかなと。

まず1つはハード、それとソフト、それと発生予防、発生するまでの準備の段階ですね。予防と、それから被災直後から被災対応、大きくはその4分野に分けての考え方が必要なのかなあと考えております。

まず、予防のほうですと、まずハード面でありますと耐震補強等をする必要がある。その中で、昨今ずっと耐震補強には非常に注力してきたんですけど、一番最近では、當麻庁舎の危険性排除をさせていただいたのも、実はそれは、市民の生命並びに市の職員の生命を守るという大きな予防でございます。その以前には、中央公民館ですとか体育館の耐震、並びに消防団屯所の耐震事業も完了をいたしました。まだしばらく公共施設で耐震化できてないものもあるかと思えます。随時、耐震は進めていきたいと思えます。

それと、あとは、今度はソフト事業についてでございます。ソフト事業につきましては、まず、予防といたしましては、ブロック塀等の撤去や改修費用に対する補助制度ですとか、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業ですとか、感震ブレイカー設置補助事業ですとか、予防的にやるメニューというのは色々持っておりますので、その中で地震が起こったときに、できるだけ減災できるような形で準備をしていただくということです。

それと、変わりまして、ソフト事業になります。ソフト事業といいますと、やはり防災訓練等が大きな役割を果たすのかなと考えております。例えば、一番最近やりましたのは、もう明らかに避難所も、こちらに入るんですという場所に住民の方に来ていただいて、実際に避難所運営の手順を体験していただくということもやっておりますし、従前からやっておりますので、自主防災組織の整備ですとか防災士の育成、災害時ボランティアセンターの開設等にも注力しておりますし、また、協力団体との協定を結びまして、災害が起きた後の対応の仕方については協力をいただくと。例えば畳の製造の組合とは、そういうようなことが起こったときには畳を提供していただくですとか、いろんな協会との協定をしておるとこ

ろでございます。もうこれは必ず起こりますので、起こった後に予防的にやるハード・ソフト事業、それから、被災した後に必要である、例えば耐震貯水槽、忍海小学校区とそれと當麻小学校区に40トンの貯水槽、それは議員がご指摘になりました3日間、ライフラインと水を確保しないとイケないという考え方に立った準備もしております。ですので、災害というのは、いろんなパターンを想定するわけなんですけども、全てのパターンを想定できるわけではないとは感じております。その災害の規模ですとか、受けたその災害のエリアですとか、いろんな想定が必要なのかなと思いますけども、一番ひどい状態を想定した中での準備作業が必要なのかなと思います。大災害が起こりましたら、私、今現在この作業服着ておりますけども、災害本部対策本部長として、陣頭指揮を執って、市民の皆さん方の生命・財産を最大限守れるように、減災に努めてまいりたいと感じておるところでございます。

以上でございます。

**梨本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。ぜひ、今、市長がおっしゃいました、災害は起こったらもう仕方がないですから、それをどのように、市民の皆さんの被害が少なくできるか、その後の生活をどのように見ることができるといふようなことが大事ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それを言ひまして、次に移らせてもらひます。

次に、緊急時における地域支援についてであります。最近、知り合ひの高齢者の方から、子どもも独立して、家に残っているのは年老いた夫婦だけで、妻に障がいもあることから、私が留守にしたときに妻に何かがあつたら心配で心配で、外出もできへんといふような話を聞きました。私の近所でも、高齢者の方のひとり住まいが多いことから、これはほつておけないと。何か参考になるものはないものかと思ひ、調べました。調べて行き着いたところが、葛城市社会福祉協議会でした。

社会福祉協議会では、緊急時に緊急隊やご近所の方が真っ先に冷蔵庫まで行って、冷蔵庫に安心キットのシールが貼られている場合には、その人が日頃から通院している病院、緊急時の搬送先病院、緊急連絡先、また、持病や常用している薬などの情報が記載されたもしものときの安心シートが冷蔵庫の中にあることが瞬時に分かり、時間を争うもしものときに緊急医療に生かすもので、その普及に努力されていることを知りました。これは、葛城市疋田の東和苑で独居高齢者の方の体調急変をきっかけに、問題に感じた地域住民の皆さんが声を上げ、老人会、自治会、民生委員、社会福祉協議会などが集まり、東和苑ささえ愛会議を開催されて、協力体制をつくり、地域の支え合ひの中で生まれたシステムでありまして、令和4年10月時点で検討中も含め、市内9か所、9地域で実施されているそうです。この活動は、先日の「福祉の奈良モデル」推進フォーラムで、阿古市長が、顔の見える関係だからできる生活支援体制として、疋田東和苑自治会の取組を紹介されています。ここでお尋ねします。もしものときの安心キットを、葛城市が社会福祉協議会と連携して全ての地域に普及させてはいかげでしょうか。これ質問です。お願ひします。

**梨本議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** おはようございます。保健福祉部の森井でございます。本日よろしくお願ひいた

します。ただいまご質問いただきました、地域支援において安心キットを市内に普及させてはというご質問にお答えさせていただきます。

「福祉の奈良モデル」推進フォーラムでも紹介いただきました、緊急時医療情報などを1つにまとめた東和苑安心キットは、救急車を要請しなければいけないもしものときに、その方の持病、常用している薬、かかりつけの病院、緊急時の連絡先、介護保険のケアマネジャーなどの情報を記入して、円筒形の筒に入れて、誰もが所有している冷蔵庫に保管することで、緊急時に役立つためのものでございます。ただし、この情報は随時更新されなければいけない情報でもございます。単に配布するだけではなく、配布した際の記入のお手伝い、新たに対象者となる方やその後の更新をするなど、定期的な見守り体制を構築するための地域のつながりが必要となってまいります。このことから、葛城市では、地域包括支援課が、社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業から生まれた地域住民の手による活動として、広がっている活動でございます。この活動内容としましては、安心キットを優先して配る対象者の選定、見守りが必要な方の把握に始まり、配り方、設置方法、消防との連携など、地域の事情に沿ったマニュアルを地域住民で話し合いを行い、決定されております。その際には、生活支援体制整備事業で活躍する社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが支援し、話し合いの場面や、地域の支え合い体制づくりに協力させていただいております。現在、同様の取組は、先ほど9地区というふうに、議員のほうからご説明いただきましたが、7つの大字、そして1つ増えまして10地域に広がっておる状況でございます。配布することのみを目的とするのではなく、自助、共助、そして互助の意識を推進、波及させるためのきっかけづくりも大きな目的となっております。今後は、安心キットを広めることだけにとどまらず、地域の支え合い、助け合い活動強化の1つのツールとして、この活動を支援していく予定でございます。

以上でございます。

**梨本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ご答弁ありがとうございました。社会福祉協議会だけでは、この便利な安心キットを普及させるには人手が足りないと思いますので、葛城市が音頭を取っていただき、全ての地域で必要とする方々へ手を伸ばしていただけるようお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

次に、児童生徒への消費者教育についてであります。このことは、市長の施政方針にもうたわれておりますが、若者の社会参加を促すことを目的に、成人年齢を18歳に引き下げる民法が改正され、昨年4月に施行されました。成人に達すると、親の同意がなくても自分の意思で様々な契約が可能になります。例えば、携帯電話を契約する、クレジットカードを作る、高額な商品の購入時にローンを組むといったことなどです。一方、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身となり、安易に契約を交わすと、トラブルに巻き込まれる可能性すらあります。社会的経験が乏しい新成人を狙い撃ちする悪質な業者もいるかと考えられます。そうしたトラブルを未然に防ぐため、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なル

ールを知った上で、その契約が必要かどうかをよく検討する力を身につけておくことが重要だと考えます。国は各都道府県に対し、成人年齢引下げに係る環境整備を行うように求めております。高等学校などにおける消費者教育の推進のほか、小学校段階から、子どもたち自らが自己実現を図っていくための自己指導能力などの育成を一層充実することが望ましいとしており、まさに、学校教育の現場で消費者教育を進めることは、喫緊の課題であると思っております。ここで質問ですが、葛城市では、児童生徒が将来トラブルに巻き込まれないための消費者教育は行っておりますでしょうか。

**梨本議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 皆様、おはようございます。教育部の西川です。よろしく願いいたします。ただいまのご質問にお答えいたします。

小・中学校ともに学習指導要領に基づき、消費者関係教育を実施しております。小学校では、主に高学年で家庭科、社会科の授業において、売買契約の基本的なことや、生活を支えるお金と物として、買物の仕方や仕組みを学んでおります。中学校では、さらに詳細に消費者教育を行っておりまして、社会科の公民におきましては、経済の分野として、消費生活にかかわるクレジットカードに関することや契約書、クーリングオフ制度、PL法などについて、また株式投資、金融商品とそのリスクに関することを学んだり、家庭科におきましては、身近な消費生活として、消費生活の仕組み、購入方法、支払い方法の特徴、消費生活でのトラブルの予防、対処について、また、これらに関する法律、制度などについて学んでおります。

以上でございます。

**梨本議長** 坂本議員。

**坂本議員** 説明ありがとうございます。葛城市では、新成人になって、消費トラブルに巻き込まれないための消費者教育が行われていること、よく分かりました。児童生徒がちゃんと理解していることが大事なので、その点よろしく願いして、次の質問に移らせていただきます。

最後に、二十歳の集いについてであります。まず、葛城市で20歳を迎えられた404名の皆様に、心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。私も1月9日の葛城市二十歳の集いに、午前、午後とも参加して、お祝いさせていただきました。そこで、ふと感じたことがあります、この一般質問で取り上げさせていただくことにしました。

今年の二十歳の集いでは、葛城市で20歳を迎えられた方が404人、二十歳の集いの招待状というか、案内状を送付した方が439人、これ、404人よりも増えているのは、以前は葛城市に住んでいたけれども、今は就業、就職などで市外在住の方がおられて、それらの方が葛城市の二十歳の集いに参加したい旨、連絡されたということで、案内状を送ったため、増えているとのことであります。そして、実際、当日の参加者は合計325人。439通案内状を送って、実際の参加者が325人の方が来られました。男女別でいうと男性182人、女性が143人でした。案内を送った人からの合計の出席率は74.03%で、男性の出席率は75.52%、女性のそれは72.22%、令和3年度は男性が71.20%、女性が68.69%、令和2年度は、男性が73.76%、女性が68.88%、このように、男性に比べて女性の出席率が低いことが分かります。二十歳の

集いに出席する、しないは、これはご自由でございますので、行きたくない方の欠席は、それはそれで仕方ないというか、よいと思いますけれども、出席をしたい、二十歳の集いに行き、昔のクラスメイトと会いたい、それで、昔のクラスメイトと、どないしてるのというような話をしたいと思っているけれども、仕方なく、もう欠席でいいか、欠席しようと出席をやめた人が必ずいると感じています。

宮城県のある町、七ヶ宿町という町、これは山形県の県境で、蔵王の近くにある山沿いの町ですけれども、ここが、1月9日の成人の日に、二十歳の集い、昔は成人式と言っていましたけど、成人式をやると帰省する人が少ないので、お盆に成人式をやるようにしたと。そうすると、出席率が100%になったというようなことが書いてありました。それは、お盆にやると、夏の暑いときなので、町の担当者は、ほとんどの人は洋服で来ますよというふうに言われております。振り袖を着る方は少ないということで、出席率は、お盆でやったら100%であったと、そのようなことを言われていることがあるんだと。欠席の理由は、人それぞれいろいろあると思いますけれども、私は、女性の出席率の低いことにちょっと注目しました。私は今年の二十歳の集いに行かせてもらって、服装が女性は100%振り袖を着ておられました。これは、服装は、振り袖を着ておられるのが駄目と言っているわけじゃなくて、振り袖はきらびやかで、親も娘の20歳の振り袖姿をぜひ見たいと思っている方もおられるので、大変結構なことだと考えております。私は勝手なことですけども、ちょっと呉服店に電話をして、振り袖をレンタルすると幾らかかりますかとちょっと聞いてみました。そうすると、大体5万円から15万円ですねと。七、八万円ってところが多いでしょうかというような答えでした。私は、女性の出席率が低いのは、数時間の二十歳の集いのために、振り袖レンタル代を親に出してと言いつけなかった人が、出席したいけど、欠席でいいかとなっているのではないかと、そのように感じています。先ほど言いました宮城県の七ヶ宿町のその事例から見ると、夏は振り袖を着る方が少ないので、洋服で来る方が多いので、出席率は100%であったというように言っておられます。私は、二十歳の集いの服装は振り袖も結構、振り袖も含めて自由であるべきと思っております。私は、出席したいけれども、やむなく欠席された方を行政が背中を押してあげて、何もレンタル料を出してあげてというわけではなくて、行政が背中をちょっと押してあげて、1人でも2人でも、もう欠席でいいかと思っているような方を出席へと導いてあげてほしいと考えております。ここで行政のお考えをお聞きしたいと思えます。

**梨本議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** ただいま議員より、近年の出席率をお話いただきました。その上で、過去10年間の平均出席率は、男性が75.36%、女性が72.95%、合計74.19%となっております。女性の出席率のほうが男性に比べますと、やや低くなっている状況でございます。参加されなかった理由につきましては、男性、女性にかかわらず、当日の学業、仕事従事、遠方に居住しているなど、様々な理由があると考えます。議員のご指摘につきましては、参加されなかった皆様からの直接のご意見は、この数年においては聞き及んでおりませんが、それを原因に参加を断念する方が潜在的にいらっしゃる可能性も否定はできないと考えております。しかしなが

ら、現代社会において、晴れ着を着る機会というものはめったにあるものではないと思います。ややもすれば、二十歳の集いが晴れ着を着る唯一の機会であるといった方も多くいらっしゃるかと推察いたします。また、祖母や母親から受け継いだ晴れ着を着たいという参加者、晴れ着を着させてあげたいという保護者も一定数いらっしゃるのもまた事実でございます。そこで、二十歳の集いに参加されなかった方へアンケートを実施し、無記名で回答をいただくなど、調査分析した上で、案内についても検討をし、皆様が参加しやすい二十歳の集いの姿を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

**梨本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。アンケート実施も結構でございますが、どれだけ正直な気持ちで答えていただけるか、回収率はどうなるか、これはちょっと注目したいところであります。私は、女性の服装は振り袖でもスーツでも、当然よいと考えております。当然いいですね。役所からの二十歳の集いの今現在の案内状には、当日の服装はできるだけ華美にならないようお願いしますと、そのように書いてあります。華美とは華やかで美しいという、そういう意味であります。私の時代は、平服でお越しくさださったと記憶しておりますけれども、この対象者と行政の接点は、この案内状しかないのです。防災行政無線で言うということもできないことはないですけど、普通この案内状で、いついつやりますよということになりますけれども、この案内状しかないのです。この服装の案内文を、今は華美にならないようお願いしますと書いていますけれども、この案内文をちょっと工夫していただいて、服装は自由だから気軽に参加してくださいよ的な文言にしてもらって、女性の出席率を上げるべく、行政が出席したい方の背中を押してあげてほしいと、そのように要望をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**梨本議長** 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

次に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

**松林議員** 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。今回、私の質問は3点でございます。

まず、第1点目が地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について。第2点目が、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について。そして、第3点目の質問、発達性読み書き障害（ディスレクシア）について。以上、3点について質問させていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** それでは、まず第1点目の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についてお伺いをさせていただきます。厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る換

気設備の設置等について補助する事業でございます。補助率は、国2分の1、自治体4分の1、事業者は4分の1となっており、事前に地元の各施設等に対して計画等について調査をし、その調査結果に基づき予算の用意をする必要があります。補助事業を実施する場合にあっては、県宛てに協議書を提出いただくこととなります。実施については、県の審査及び厚生労働省による判断により、交付の可否や交付額が決定をいたします。年々激甚化、頻発化する自然災害や感染症等から、施設を利用している高齢者等を守るための取組を後押しすることは、大変に重要であります。事業者のニーズを把握しながら、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を積極的に活用するべきであると考えます。

まずは、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の積極的な活用に向けて、事業者のニーズ調査が必要であると考えられます。地域の施設の安全対策の進捗を確認することを目的に、事業者の意識調査を更に進めていくべきであると思っておりますが、このことに対するお考えをお示しください。

**梨本議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

葛城市では、これまでも、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を事業者に活用していただいております。活用事例としましては、スプリンクラーや自家発電装置などの設置事業に活用していただいているところでございます。事業者へのニーズの確認は、対象となる事業や事業者を確認した上で、当該事業所へ直接文書を送付して確認する方法を取っております。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、主には、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための交付対象事業が多く、例年変わらない交付対象事業もあれば、年度によりましては、追加で対象となる交付対象事業もございます。今後もこれから、これらの交付対象事業には追加、変更となる可能性もございますので、広く市内事業者に周知させていただき、本交付金を積極的に活用いただけるよう、更にニーズの吸い上げに努めたいと考えております。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。高齢者施設の防災・減災対策は極めて重要かつ迅速な対応が必要であります。もちろん民間事業者の対応となりますが、交付金の活用など、事業者負担を軽減して、加速していく必要があると考えます。厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用など、事業者のニーズに応じられるよう、財政的な措置も含めて、積極的に検討するべきであると思っておりますが、このことに対する阿古市長の見解をお示しください。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** ただいま保健福祉部長から答弁いたしましたように、葛城市では、毎年度ではありませんが、市内業者様に活用をいただいていると考えております。高齢者施設にかかわらず、防災・減災対策は非常に重大な政策と捉えておるところでございます。この交付金は、対象事業ごとに対象事業者が決められているわけですが、活用できる事業所におかれましては、防災・減災対策が必要な時期が参りましたら、積極的に活用いただきたいと考えております。議員がご指摘のように、葛城市といたしましても、引き続き事業者の皆様にも本交付金の更な

る周知に努めて、安全で安心して高齢者施設に入所できる環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。地域の施設利用者の安全と安心のため、更に必要な予算確保に向け、積極的に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用を切に要望いたしまして、第2点目の質問、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について、お伺いをさせていただきます。

てんかんは、発作を繰り返す脳の病気で、年齢、性別、人種の関係なく発病すると言われています。世界保健機関では、てんかんは脳の慢性疾患で、脳の神経細胞（ニューロン）に突然発生する激しい電氣的な興奮により繰り返す発作を特徴とし、それに様々な臨床症状や検査での異常が伴う病気と定義されております。てんかんは、乳幼児期から老年期まで幅広く見られ、人口100人のうち、0.5人から1人が発症すると言われています。発病年齢は3歳以下が最も多く、成人になると減るそうです。この小児てんかんの患者の一部は成人になる前に治ることもありますが、ほとんどは治療を継続することが多いとのこと。国際抗てんかん連盟は、てんかん重積状態を、発作がある程度の長さ以上に続くが、短い発作でも反復し、その間の意識の回復がないものと定義しており、具体的には、発作が5分以上持続する場合、速やかに治療を開始する必要があるとしております。この初発てんかん重積状態の年間発症率は、小児人口10万人当たり42人とされており、日本の0歳から17歳人口から推計すると、年間約8,000人の初発てんかん重積患者が存在すると推定されます。てんかんの児童・生徒が学校内で実際にてんかん発作が起こった場合は、30分以内に発作を抑えなければ、脳に重い障がいを残す可能性があると言われております。てんかんの持病を持つ児童を、学校内でそのような最悪な状態にさせないために、発作が発生した場合は、迅速な押さえる薬の投与が必要です。

てんかんの対策の充実をめぐって、公明党は、2017年5月に、政府に対してブコラムの製造・販売ができるよう早期承認を提言、その後も粘り強く働きかけ、2020年9月末に承認されることとなりました。これにより、医師の指導に従って、緊急時に家庭での使用が可能となりました。2021年9月には、公明党の横山信一参議院議員が、ドラベ症候群患者・家族会の黒岩会長らとともに、政府に対して学校での使用を認めるよう要請。そして、このてんかん発作に対して、このたび口腔用の液薬ブコラムが薬事承認され、令和4年7月19日付で内閣府、文部科学省及び厚生労働省関係部署などの関係各省庁事務連絡において、医師法に違反しないとの見解を示し、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与についてが発出され、今回の対応が実現することとなりました。文部科学省では、学校などで児童・生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静させるための治療薬、ブコラム口腔用液を投与できることを関係者に知らせる事務連絡を発出し、周知を呼びかけております。一方で、事務連絡では、教職員らのブコラムの投与について、緊急やむを得ない措置として、医師法に違反しない旨を通知し、その上で、使用条件として保護者が学校など

に対し、当該児童等にブコラムを使用することについて、具体的には医師による留意事項を記した書面を渡して説明するなどして、依頼を示していることが挙げられております。いずれにいたしましても、学校側の協力がなければ、現場で投与することは不可能であります。ここで伺いをさせていただきます。本市において、てんかんの持病を持っている児童生徒は何人ぐらいいると認識しておられますでしょうか。

**梨本議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 教育部、西川です。ただいまの質問にお答えいたします。

葛城市において、てんかんの持病を持っている児童・生徒は、小学校で12人、中学校で10人、合計で22人在籍しております。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。文部科学省からの、児童・生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静させるための治療薬、ブコラム口腔用液を投与できるとの事務連絡について、各学校にどのように伝達されているのかをお示してください。

**梨本議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 当該事務連絡につきましては、奈良県教育委員会より、令和4年7月22日付で、事務連絡として、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について通知を受けております。当該文書のほか、参考文書として、医師法第17条の解釈について（照会）、医師法第17条の解釈について（回答）も添付されており、これら全ての文書を学校教育課から各学校、幼稚園、認定こども園に対し、文書にて周知しております。

以上です。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。続けて伺いをさせていただきますが、投与の医師からの書面指示について、専門的な医師の指示に対して保護者と連携し、適切に対処するための職員への研修や児童・生徒の医療的情報の遺漏防止対策など、学校側が、ブコラム投与に適切に対応できる体制の整備が必要であると思っておりますが、教育長の見解をお伺いいたします。

**梨本議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。学校側のブコラムの投与についてのご質問でございます。

現在、葛城市におきまして、てんかんの持病を持っている児童・生徒で、このブコラムを所持している児童・生徒はいないというふうに、今確認させていただいておるところでございます。ただし、議員お述べのとおり、学校側が適切に対応できる体制整備が必要であるということは認識しております。そこで、学校側からブコラムの投与について、まず相談があれば、まずは学校の学校薬剤師と対応について協議を行い、そして必要に応じて、本市学校教育課から県教育委員会を通じまして、県薬剤師会と相談できる体制を築いていただいております。今後は、ブコラムを所持する児童生徒への対応についての準備を、必要に応じて教職員研修などを開催できるように、用意を進めておきたいというふうに考えております。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。てんかんの児童・生徒が学校内で実際にてんかん発作が起こった場合、30分以内に発作を抑えなければ、脳に重い障がいを残す可能性があります。てんかんの持病を持つ児童・生徒を学校内でそのような最悪な状態にさせないために、発作が発生した場合は、迅速に抑える薬、ブコラムの投与が一定の条件の下、使用可能となりました。それには、保護者と学校側の連携、学校側の協力がなければなりません。平常時から、学校側のブコラム投与に対する万全の体制を切に要望いたしまして、次の第3点目の質問、発達性読み書き障害（ディスレクシア）についてお伺いをさせていただきます。

発達性読み書き障害であるディスレクシアは学習障がいの1つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって、学業不振が現れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患です。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障がいのことを言います。この主な特性は、通常の読み書きの練習をしても、音読や書字の習得が困難、そして音読ができたとしても、読むスピードが遅い。漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない。または、よく間違える。文字を書くことはできるが、その文字の型を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかるなどです。ディスレクシアの人は、知的な遅れがあるわけではないため、日常生活での困りごとはないようにも思われます。しかし、意識していないだけで、文字がかかわってくるタイミングはたくさんあります。そのたびに困難を感じているのです。

日常生活での代表的な困難と、それに付随する対人関係での困難について少しご紹介をさせていただきます。学校、仕事、日常生活の場面では、学校や仕事では文字を扱ったコミュニケーション機会が多くあります。そのため、事あるごとに困難を感じます。板書ができない。まず、字を読むことが難しいので、黒板の文字をノートに板書することが難しいことです。また、ディスレクシアはディスグラフィア、書くことに困難が生じる学習障がいでもあるケースが多いため、見た文字をノートに書き写すという作業が難しく感じます。作文では、原稿用紙の升目をはみ出して書いてしまったり、文章もごちなく、しっかり読むことができません。そして、書類作成ができない。デスクワーク中心の社会人では、書類作成をする機会が非常に多くあります。例えば、句読点を書き忘れてりするミスを何度も上司に怒られてしまったりします。そして、メモが取れない。また、聞いたことをすぐに書き記すことが難しいため、メモが苦手です。そのため、言われたことを覚えていなかったり、すぐに聞き返してしまったりします。そして、電話を取るのが苦手という特性もあります。メモを取るのが苦手という点にも関係しますが、電話の対応が苦手な傾向にあります。聴覚記憶が苦手なため、電話口で聞いた相手の名前が覚えられないなどのミスが多発をします。そしてまた、例えば、バスの目的地が分からない。日常生活では、バスの行き先を理解するまでに時間がかかり、乗り遅れたり、違う方向のバスに乗ってしまったりということが発生します。また、電車でも同じです。そして、また、運転中に標識を見落とす。ディスレクシアの困難の中で

もとりわけ危険があるのが標識の見落としです。標識の文字が理解できずに、曲がるべきところを曲がれない程度ならまだしも、標識の注意書きを見落とし、進入禁止の道路に立ち入ったりすることもあります。大きな事故につながりかねない危険があります。そして、小説が読めない。趣味の観点では、小説などの小さい文字が苦手ということもあります。文庫本に書いてあるような小さな文字は、二重に見えたり、にじんだりして、読むことが難しいとのことです。しかし最近では、音声で聞くタイプの読書サービスもあるため、以前に比べたら、小説を楽しむための選択肢は広がってきております。

そしてまた、対人関係につきましては、ディスレクシアは知的な遅れではないため、会話によるコミュニケーションが一切取れないというわけではありません。しかし、文字の読み書きが苦手なことで、対人関係において様々な困難が生じます。そして、いじめの問題もあります。まず、クラスメイトや同僚に読み書きができないことをからかわれることがあります。本人は、わざとやっているわけでもないのに、からかわれることで傷つきます。さらに、場合によっては、いじめにも発展し、不登校やひきこもりなどの二次障がいにつながっていくことも考えられます。

そしてまた、鬱病も考えられます。今でこそ、ディスレクシアを公表する有名人なども出てきておりますが、文字が読めない、書けないという障がいが少しずつ認知されてきました。しかし、まだ知らない人も多くいます。他のことは、周囲と同等に対処できていることから、読み書きがうまくできないのは、さぼっているからだと言われる教師とか上司がいることも事実です。本人も必死に努力をしております。さぼる気もない、できることならすらすらと読みたいと思っているのです。そういった気持ちを踏みにじって自信を喪失させる一部の人間がいるため、鬱病を発症することがあります。

ディスレクシアは、日本の小学生の約7%から8%存在すると言われております。したがって、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均2人から3人いると見られます。ディスレクシアは周りの人が理解し、適切なサポートをすることで、困難さを軽減できるとされております。

そこで、ディスレクシアの適切なサポート体制について、確認をさせていただきます。本市において、小・中学校において、ディスレクシアの疑いがある児童・生徒をどの程度把握されているのでしょうか。まだ、ディスレクシアの疑いのある児童・生徒を早期に発見できるように取り組むことも必要と考えます。現在、学校現場では、どのような検査が行われているのか、お示しをください。

**梨本議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 現在、葛城市の小・中学校におけるディスレクシアの疑いのある児童・生徒については、小学校におきましては10人程度、中学校におきましては、該当する生徒はないと把握しております。学校現場におきましては、検査等は行っておりませんが、ディスレクシアの疑いを早期に発見できるよう、担任による授業中の観察や宿題、連絡帳、日記などから把握できるように努めており、気になる児童・生徒に対しましては、こども・若者サポートセンターの巡回相談員に相談しているところでございます。

以上です。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。主体的・対話的で深い学びの視点から、授業の改善や特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習上の困難の低減のため、学習用デジタル教科書を制度化する学校教育法等を一部改正する法律等関係法令が平成31年4月から施行され、これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて、学習者用デジタル教科書を併用することができることとなりました。ディスレクシアは、家庭や地域、学校、それぞれでできるサポートが考えられます。例えば、学校においては、黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る。あるいは、タブレット端末に文章を入力することも、障がいの軽減になります。また、宿題の提出をタブレット端末で提出することや、教科書についても、デジタル教科書のルビ振り機能や、音声読み上げの機能を活用することも効果的と考えられます。障がいの困難さを軽減するため、学校現場において、タブレット端末の活用やデジタル教科書を効果的に活用できるよう、教育委員会からの後押しが必要と思いますが、このことに対するお考えをお示してください。

**梨本議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 学校現場におきましては、読み書きが困難な児童・生徒に対しましては、議員仰せのとおり、デージー教科書の活用や、タブレット端末にアプリケーションをインストールするなど、個々のケースに応じて必要な対策や支援を行っておるところでございます。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。学校現場でディスレクシアが発見された際、保護者との連携を十分に図ることが重要であると考えます。教育現場のみならず、専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行うことや、早期療育につなげる必要性もあると考えますが、このことに対するお考えをお示してください。

**梨本議長** 西川教育部長。

**西川教育部長** 学校現場におきましては、ディスレクシアの疑いがある児童・生徒が発見された場合には、まずは、こども・若者サポートセンターの巡回相談員の臨床心理士に相談します。巡回相談員は、児童・生徒の教室での様子を観察した上で、先生方と今後の対応について検討を行っております。個別の支援の必要がある場合には、保護者と相談し、こども・若者のサポートセンターでの相談、検査につないでいるところでございます。ただし、こども・若者サポートセンターでの相談、検査や、専門医の診断につきましては、保護者の理解や同意が必要であることから、議員がおっしゃるように、保護者との連携や関係を築くことが重要であり、そうすることで、医療機関への接続をスムーズに行うことができ、早期療育につながると考えております。

以上でございます。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。ディスレクシアの保護者の理解は欠かせません。障がいのある方々の人権が、障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他、

社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮、いわゆる合理的配慮への理解を他の生徒・児童や保護者に周知することも必要です。特別扱いをしているとの誤解から、いじめなどにつながることを恐れ、合理的配慮を受け入れられないことを防ぐ必要があります。まずは、保護者等を対象に、発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフレットを作成し、学習会や講演会を実施し、発達性ディスレクシアへの理解を促す必要があると考えますが、このことに対する教育長の見解をお伺いいたします。

**梨本議長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 学校生活の中で、学習上、または生活上の困難を改善、克服するための配慮として行う、いわゆる合理的配慮につきましては、教職員や保護者が、この合理的配慮の提供についての理解を深めるとともに、実施できる配慮を共に考えていくことが重要であるというふうに考えております。また、その際、ほかの児童・生徒に対しましても、合理的配慮への十分な理解を促すことが必要であります。今後は、これら合理的配慮や発達性ディスレクシアをはじめ、学習障がいなどの発達障がいへの理解を保護者等へ促すため、葛城市PTA協議会や、また、こども・若者サポートセンターをはじめ関係機関と連携いたしまして、リーフレットの作成や学習会等を開催することなどについても検討し、積極的に理解促進、そして、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

**梨本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。発達性読み書き障害であるディスレクシアの場合によっては、いじめや鬱にも発展し、不登校やひきこもりなどの二次障がいにもつながっていく可能性もあります。ディスレクシアの疑いのある児童・生徒を早期に発見し、合理的配慮の支援の手を差し伸べていくことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

**梨本議長** 松林謙司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時21分

再 開 午後 1時00分

**杉本副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

川村議員。

**川村議員** 皆様、こんにちは。川村優子でございます。お昼からも、どうぞよろしく願いをいたします。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきますが、その前に、本日、3月8日は国際女性デーです。世界にも比べ、日本はまだ遅れている女性の社会進出でございますが、女性の社会進出の向上、また、格差をなくすために、これまで、男女雇用均等法なども4度にわたる改正も行われ、また育児、介護に関するほかの法令整備もできつつ、日本においては少しずつ階段を上っていっているように思いますけれども、

私は、やはり世の中の意識の改革とともに、制度の改革をしっかりと進めていく必要性があることを改めて政治課題であると思っております。

それでは、私の質問内容は、今回2つでございます。児童・生徒の心に寄り添う支援について。そして2つ目は、市民顕彰制度について。

これらを質問席にて行わせていただきます。よろしく願いをいたします。

**杉本副議長** 川村優子議員。

**川村議員** それでは、よろしく願いをいたします。現代社会の変容の中で、家庭の教育力、また、地域の機能が低下するとともに、児童・生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。こうした様々な悩みを抱える児童・生徒の一人一人に対して、きめ細かく対応するためには、学校とともに多様な専門家の支援による相談体制をつくっていくことが大切であります。このたび、文部科学省が、令和5年2月14日、不登校の小・中学生が過去最多となったことを受け、全児童・生徒に配られた学習端末を使い、気分や体調の変化に関するデータを蓄積して、不登校の兆候を把握していくことを柱とする対策案を有識者会議に示しました。不登校の予防を重視したのが特徴であり、今年3月中には対策を取りまとめ、教育委員会などに周知をするということでございます。国が明言している全ての不登校児童・生徒の学びの場を確保するという内容でございますが、そういった体制整備、また、データに基づく不登校の兆候の早期発見や支援、そして、全ての児童・生徒が安心して学べる学校づくり、こういったことをまず一対一の軸とし、また、全ての子どもに学びの場を確保するということを国は明言しております。一人一人のニーズに応じた多層的な学びの場、不登校特例校、教育支援センター、スペシャルサポートルームなど、そういったものが確保されていくというイメージでございます。学校に来られなくても、オンラインなどで授業や支援につながられること、学校に戻りたいと思ったときに、クラスの変更や転校が認められているという、小さなそういったことも含め、居場所づくりというものを確保する、そして勉強する場を確保するということでございます。心の中の小さなSOSを、チーム学校として組織的に支援をしていくということ。学校がみんな安心して学べる場所にまずしていくこと。そういった不登校を科学的に把握していくこと。こういったことが課題の中に挙げられていくようでございます。

まず、葛城市におきましては、いろいろと、学校と、それから子ども・若者サポートセンターとの連携というものを取りながら、児童・生徒の心に寄り添う支援、また、児童・生徒からのSOSに気づく支援を、これまでも大変努力を行っていただいていると伺っております。不登校だけでなく、いじめ問題、そういったことを学校風土としてないのか。こういったことをこれからも、分析もしていく、そして、そのエビデンスに裏づけられた予防的な不登校対策を新たに政策として取り入れていくということを国も挙げて取り組むということでございますが、そこで、葛城市の現状の取組について、詳しくお伺いをしていきたいと思っております。

学校の現場では、生徒・児童に問題が生じた場合、相談をします。担任の先生、また、その先には、子ども・若者サポートセンターという流れで相談を行うというふうに私は聞いて

おりますが、実際、その内容について、もう少しどのようなになっているか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

まず、保護者から学校へ相談があり、その内容が、臨床心理士の専門的な知識、サポートが必要な場合、あるいは、保護者がこども・若者サポートセンターの巡回相談を希望される場合につきましては、学校の担任の先生、また、教育相談の担当の先生を通じ、こども・若者サポートセンターの巡回相談を申し込んでいただくよう連携を図っております。

以上です。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 今ご答弁をいただきましたけれども、こども・若者サポートセンターに届いていくというふうな流れであると。そのこども・若者サポートセンターがやっています巡回相談というのに到達しないというような事例を、私もいろいろな市民からの相談を受けているわけですが、そのこども・若者サポートセンターという相談場所の周知というものは、どのようになっているのかということの説明をまずお願いしたいと思います。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 周知の方法なんです、保護者に対して、学校から各学期の初めに、巡回相談の予定をお伝えして、保護者からの申込みを受け付ける場合、あるいは相談につなげたい保護者に対して、学校が直接、巡回相談の案内をする場合があります。なお、相談数の多い学校では、巡回相談だけでは対応しきれないこともあり、こども・若者サポートセンターが直接相談対応することもあります。

以上です。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 今ご答弁ありましたように、保護者の申込みによって、そういった、最終的にはこども・若者サポートセンターで相談対応をしていくということが、そういうこともあるということでございます。ケース・バイ・ケースでありますので、全てのパターンがそのパターンであるかということは、今の表現でもありますように、何々する場合がありますとか、何々することもあるとかというような表現にとどまっているのでは、そういうことだと思んですけども、こども・若者サポートセンターに相談できる体制がどこまであるのかと。実際に、その頻度というのも、私たちは、守秘義務ですので、現場、数とか、そういったものがなかなか情報として入手できない。ここは、知りたいところなんですけれども、どのぐらいの実績があるのかとかということがなかなかつかみにくい場所であるということはよく分かっています。ただ、やっぱり相談できる体制というものの中身は、市民には周知されなければならない。もうどんないろんな方法をもって、あるんだ、こんな相談窓口があるんだよということを、やはり定期的にしっかり周知するという必要性があると思うんです。我々はそこに、その窓口が広げられたとしても、実際どんな方がいらっしゃっているのかということを見ることもできないですし、できるだけシークレットな形で、守秘義務を守っていただいているという

こともよく分かります。今日は、私の今日の一般質問は、周知してくださいよ、周知してくださいよというのを何度も言います。もうそれしかないんです。でも、その中で、一体どういう周知ができていないために問題があるのかということをご報告しないと、どこで周知が広がっていないのかということをご報告を、我々は市民の声を聞いて、行政にお伝えするしかないわけで、今日はその作業を少しさせていただきます。

その一例として、こども・若者サポートセンターになかなかつながらない。ある一例ですよ。相談を随分待っていたと。相談ができないで、悶々として待っていたと。子どもは学校に行けなくなっていたと、既にね。そんなケースがあって、保護者の方は、もっと早く知っていたら、相談するのに。そのタイミングがどのタイミングか分からないんですけども、要するに、知らなかったというだけで放置状態やったという悩みを、議員にはやっぱり相談としてされるわけなんですよ。そういうことをまず、もっと早く知っていたらって悔やんでいらっやったということをお伝えする。そういったケースがあるんやということを知っておいてくださいね、今日はね。そして、まず今、不登校、今回も国の不登校の対策を冒頭に申し述べましたけれども、不登校の始まりというのは、非常に気づきにくいんですが、この不登校の始まり段階で、どのような対策されているのかということをご報告をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 毎年度、小・中学校に対しまして、期間を区切って、一定の日数以上欠席した児童・生徒につきまして、こども・若者サポートセンターに報告するよう依頼をしております。具体的には、4月と5月に5日以上欠席した児童・生徒については、翌月の6月にこども・若者サポートセンターに報告するというようにしてございまして、同様に6月と7月に5日以上、8月から10月に6日以上、11月と12月に5日以上、1月から3月に8日以上、それぞれ欠席した児童・生徒について、各期間の翌月にこども・若者サポートセンターに報告する運用としてございまして、不登校の始まり段階での把握に努めております。

以上です。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** そういった対策を取っていただいているということをご報告をいただきました。要するに、2か月間の間に欠席日数を捉えて、翌月に対応するという事なんですけれども、報告するよという事は教育委員会のほうから依頼を、要するに報告してねというふうにおっしゃっている。実際に、じゃあ、学校は、報告するほどでもないかとか、そのあたりはいろいろ先生方の中でも検討されていると思うんですけども、そんなことを思っている間に事が重大化していかないような体制というものは、それが、その相談体制を取ったからというて、マイナスにはならないと思うんですよ。だから、その保護者へ、まず、このこども・若者サポートセンターが保護者のヒアリングというのをやるということ。学校だけで完結してしまうよということはどうなんかなあというふうには、それは保護者の捉え方もあると思うんですけども、難しいですけども、それをたくさんのお事案があったときに、放置されてないのか。これぐらいやったらいけるかなと様子を見ようかなという様子は、また逆にしっかり100%

サポートされているのかということら辺は、個々の保護者の立場から見たら、いや、うちの子、まだ何も対応あれやし、どう思ってくれてはんのかなあとか、やっぱり個々になったら、それぞれ思いというのはあると思います。そういった声が聞こえてきているので、あえて体制づくりというのは、やっぱり必要と違うかなあと私は思うんです。要するにこども・若者サポートセンターと、学校だけで完結するんじゃなくて、サポートセンターと共有しながら、どちらのサイドからも即座に行うべきではないのかなというふうに思うんです。

学校、新学期ありますけれども、4月、5月、これ新学年であつたら環境が変わりますので、いろいろと心身の状況も変わると思うんですけれども。私、今もう28歳になっている方が、高校、始業式に1日行っただけで不登校になったという方のお話、事例を聞きました。たった1日ですよ。たった1日行かなかったけど、ずっと行けなくなって、そして、拒食症になったりして、10年間、本当に苦しい中で、自分はやっと自立できるようになったと。結果的には頑張ってくれたんですけれども、そういう話を聞くと、やっぱりその1日というのは重大やなあというふうに思ったんです。そういった、今言う4月、5月が6月で対応していくという、2か月、3か月になるんです。よく五月病とかいうような形で言われることもあるんですけれども、その対応というのは、6月というのは遅過ぎないんですかね。ちょっとそのあたりは、6月が別に遅過ぎないよというような答弁があれば、ちょっと教えていただきたいんですが。6月では遅過ぎないのでしょうかというふうにお問い合わせをさせていただきます。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 学年が変わるとき、環境が変わるときは、子どもの内面において、大きな期待と不安が入り交じった難しい時期と考えております。そのため、学年の引継ぎは学校内で丁寧に行い、新旧の学級担任で配慮すべき内容などを共有しております。また、幼稚園や保育所などから小学校へ、あるいは小学校から中学校への進学に当たっては、更に配慮が必要と考えております。そのため、必要に応じて保護者の同意をいただき、幼稚園、保育所と小学校、小学校と中学校との間の情報共有にも努め、子どもの様子の把握に努めております。年度当初は特に配慮の必要な時期として、教員が中心となり、子どもの様子の観察に努め、必要に応じて、こども・若者サポートセンターの臨床心理士の巡回相談をお願いしております。

以上です。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 特に配慮していただいていると。先生方の、これ本当に労力もすごく要る時期なんだなあというふうに思います。今の答弁聞くとね。そうだと思います。その分、学校だけに非常にたくさんの労力をかけているということに、やっぱりそのサポート力というのがないのかと。こども・若者サポートセンターというのは、非常に葛城市は、他市と比べると、特別な支援ができる場所だというイメージだけは皆さん伝わっている、私らはそういうふうに認識しているんですけれども、実際大変やと思うんです。こども・若者サポートセンターも大変やと。これもよく分かります。そのキャパシティが本当に、今の相談件数から見て、それが十分そのキャパシティでいけるのかなという心配は常にしております。そんな中で、でもやっぱり一人一人の個別の支援というのを求められたら、対応しないといけないと。この大変な

状況の中で、やっぱり、もうちょっとシステムづくりというのを、情報をきちっと。幾ら、分かるんですよ、今までも、川崎先生が、個人情報ですからというふうなご答弁を何度もいただいている。ただ、それを、もうタブレットを使って行ってやっていくよというような時代になって行って、AIもあるわけですけど、葛城市の場合。ちょっとAIは横に置いておいて。そういったタブレットの中で、個々の心情をうかがえる場所があって、今初めてそういったICT機器を使ってもやるという時代に入ってきたというのは、そこでいろんな言葉を発しなくても、つかめるという情報があるからですね。それを受け入れて、その情報をやっぱり共有化して行って、初めてそれが対策と、それに対する相談の体制というのができ上がるのと違うかなあというふうに思っているんですけども。どこまで共有し合えるかというところが私は今これからの課題であって、その時間を先生が行って、実はこうこうでこうこうでねという言葉を発して言わなあかんのか、それとも、同じ、今この子が、今こんな状況やということに関係機関がしっかり押さえる。学校もこども・若者サポートセンターもしっかり押さえられるというふうなシステムを、やっぱりつくるのが、もう必要になってきているんだ。それほど相談件数が多いんです。そのキャパシティーに適應するには工夫が必要やと私は思っているんですけども、その体制づくりももちろんのこと、やはり、そういった相談体制があるんだよということを、まず市民にしっかりと周知すること。また、周知って言っていますが、それが一番、それも定期的にやる。こんなところがあるんだ。旧新庄地区の方が、やっぱり、當麻地区の、當麻庁舎解体した場所にあるとかということも、なかなか表に看板ががーんとあるわけではないんですが、その発信の相談できる体制の情報を、やっぱりしっかりと、何か連絡ツールを使って、やっぱり積極的に知ってもらおうということが一番大事やと。またこれを強く言わせていただきます。

続いて、働いていらっしゃる保護者、就労している保護者の相談体制、学校は午後7時になったらもうつながりません。こども・若者サポートセンターも残業はしていただいていますけども、実際に相談がそこで受けれるかという、就業、就労している保護者の相談体制、それからその受け付けられる時間帯というのはどうなっているのか。その答弁をお願いいたします。

**杉本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いたします。就労している保護者との相談体制についてのお問いでございます。

まず、相談に当たる場所でございます。現在こども・若者サポートセンターの臨床心理士が月2、3回、学校現場におきまして巡回相談に当たっております。基本は、巡回相談員が学校で、子どもの様子を見ながら相談に当たりますが、学校での相談があふれている場合や、保護者の就労の関係で巡回相談日に都合がつかない場合、また、直接こども・若者サポートセンターにご相談があった場合などには、状況に応じまして、こども・若者サポートセンターにおいて相談対応を行っております。

次に、こども・若者サポートセンターでの相談の曜日でございます。個々のご希望により日時を設定いたしますが、臨床心理士が相談に当たっておりますので、平日及び予約による

月2回の土曜日、第2土曜日と第4土曜日に相談に当たっております。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 土日を開放していただいたというご答弁ですね。まず、そういったニーズがあって、やはり1つ門を開いていただいたということには評価をさせていただきます。でも、これ、土曜日の開放、それのもちろん周知もありますけども、それで足りているのかなということもありますが、相談の日を個々の希望によって設定していただくから、都合をつけていただいて、その時間帯に来てくださいということなんですが、ほかの公共施設も、文化会館等は土日にも開いていますね。一番やっぱり就労している人の暮らし方の中で、役所に手続に行くときは、もう自分が休むか、そういう自分の中の休日を取って対応するということですが、このご時世、いろんな社会情勢の中で、なかなかそのような環境にない方もいらっしゃると思います。もう土日を受け付けてやってちょうだいと、私は今強くは言いませんけれども、でも、これは考えていってあげていただきたい。というのは、それだけ相談の件数が多かったら、今言われた巡回相談も多分足りないと思います。非常にそこは今、積極的に進めているという、これまでの流れから、また、人も増やしていただいてやっていただいていると思うんですが、結局、ここだけでは対応しきれない状態である。そこで、また、直接こども・若者サポートセンターで相談ができると。ここが駄目なら次ここでやれるというような何段階にも踏んでいって、ここで自分の相談ができる場所やというのを見つけていただきたいというのが、今やっぱり直面している、いつでもできるのよという人ではないというところもあると思うんですね。そういった方が、結局、まあ、いかとか、放置している、もうそのまま、もう仕方ないなあと勝手に納得して、子どもとの支援というのは、親、保護者としての取組が希薄になってくる。そういうことをほっとくわけにはいかない事案であると。楽しいことはあしたでもしたらいいやんと思うんですけど、しんどいことは今日のうちに、やっぱりしんどいことは片づけていくということなんですよ。ほっといたら駄目なんです。ほっといたら駄目やということを強く申し上げながら、やっぱりそういった相談体制というのは、周知とその場所と、それから相談の日時というのも、やっぱりもっともっと工夫をしていただければならないのかなと思います。これから、いろいろ訪問もしていただいているということですけど、実際に専門職、臨床心理士も、どこの市町村も取り合いですし、保育士と一緒に、取り合いの中で、やっと確保できた方に対応していただくわけですから、しんどい世界やということも私、分かっています。市のLINEとかあるじゃないですか、そういったLINEで相談の受付とか、そういったものの周知、そういうシステムの整備というものはできないものなんでしょうか。ちょっとお伺いします。

**杉本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 周知の仕方についてでございます。こども・若者サポートセンターの相談日時につきましては、葛城市のホームページやこども・若者サポートセンターの案内用チラシなどで周知に努めております。また、毎月配布されております広報かつらぎでもご案内を申し上げます。教育相談に限らず、子育て相談、若者相談につきましては、多くは、まずは電話での相談のお申込みを受けまして、日時のお約束をして、相談対応することとな

ります。電話につきましては、お仕事をされている方もおられますので、こども・若者サポートセンターでは、昼休みも当番制で対応できるようにしてございます。こども・若者サポートセンターでは臨床心理士、家庭相談員、教育指導主事、保健師、社会福祉士などの専門職が配置されておりますので、お申込みのお電話をいただいた際に、相談の概要をお聞きしまして、どの専門職が相談対応に当たるかを判断しているところでございます。そのため、お申込みの段階から相談は始まっていると認識しておりまして、相談の申込みの多様化につきましても、今後、検討を重ねたいと思います。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 本当に多様化する相談内容だと理解をいたします。そういった相談をされているときから、支援が必要やという、そういった自覚を持っているという認識でいただいていることには、感謝を申し上げたいと思います。その巡回相談員の相談件数が非常に多いと。学校現場で先生方が、やっぱり先生も授業もせなあきませんし、いろいろと学校行事もあります。いろんな仕事を抱えている中で、先生が巡回相談員の方に気軽に相談できるような体制というのは、そういったものについてはどうなんですかね。ちょっとお答えいただきたいんですが。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 今年度、小・中学校に教育相談コーディネーターを置き、学級担任が1人で問題を抱え込むことのないように、学校全体で問題に対応する体制を構築いたしました。この教育相談コーディネーターが中心となり、巡回相談員と連携を取るようになっております。具体的には、巡回相談日の前に、教育相談コーディネーターが学校内の問題を整理し、巡回相談日の相談内容や児童・生徒の観察、教員との話し合いなど、スケジュールを立て、限られた時間を有効に使えるようにしております。また、学校教育課の教育指導主事2名が、こども・若者サポートセンターとの併任をしており、1名は特別支援教育を中心に、もう1名は不登校など生徒指導上の課題を中心に、学校と連携を取る体制をつくっております。

以上です。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 教育相談コーディネーターという方が間にいらっしゃるという答弁でございます。そういった橋渡しをしていただく、こんな方が間でいただいで、先生方と一緒に課題を解決していくという体制を取っていただいているということは、非常にありがたいところだと思いますけれども、例えば、意見の相違とかいうのが、学校の現場の先生と、いろいろと、問題を抱えている事案を見て、見解の相違とかいうようなことが、例えば起こった場合、そういうことというのは、私、あると思うんです。いやいや、大丈夫ですよ、この人はと。いやいや、もうちょっと様子見ましようというけど、いやいや、もう早く対応しないといけないというような見解のずれというのは必ず出てくると思うんです。そういったときに、例えばガイドラインとか、そういったものはないのかということについてお伺いをしたいと思います。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 学校は、教育相談コーディネーターが窓口となっておりますが、こども・若者サポ

ートセンターにおいては巡回相談員が窓口となり、家庭相談員、教育指導主事、保健師、社会福祉士などの専門職がチームとなりまして、支援を検討いたします。1つのケースに、それぞれの専門職の視点で意見を持ち合いますので、必要に応じて個別のケース会議を持ちまして、情報を共有し、支援の方針を検討するということになっております。

以上です。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 本当に手厚く、今の体制はそういうふうに行っていると、もうこの答えは100点だと思います、逆にね。ここまでやっていただいたら、もう私も何も言うことないですよ。実際に、それが全部こなせているかというところが、やっぱり課題やと思うんですね。そこにしっかりとピンポイントではまって、解決に向かっていってやる保護者の方は満足されていますけどね。そういう連携、情報、情報の共有をすることで、漏れ落ちることなく、そういった体制で支援をしていただきたい。こんな支援をしていただいたら、もう私、もうそれは保護者も満足やと思います。それ以外で、学校で何かちょっと先生と保護者との関係が悪くて、やっぱりその相談の場がこども・若者サポートセンターで相談ができるというふうな手だてがあるということも併せて、周知をしていただきたい。だから、学校で言うても見解の相違があって、なかなか保護者の立場からちょっと意見が違ふ、食い違ふというときに、いやいや、こども・若者サポートセンターにちょっと聞いて、角度違ふ、恐らくそういうこともしていただいていると思うんですけども、周知ですよ。そんながあるのよということもしっかりと周知してください。それが無いから、こども・若者サポートセンターなんかあるんですかと聞かれるんですよ。ありますよ。ところが、まだまだやっぱり周知が足りないねんなど。周知が足りないって、周知いっぱいできるような、その性質を持つものではないので周知できないのか。相談があったときに、案内してても、ところが、その情報が耳に入らないのか。いろいろと事情があると思いますけども、やっぱり知っておいていただいて、ここで何か自分の思うとおりにいかんかったらここも相談してくださいよ。その情報を共有する、もうこれで、やっぱりそこにも、こども・若者サポートセンターにも行かれましたかということが、学校現場でも、教育委員会でも分かります。教育委員会と福祉部局のやっぱり連携が、一番の要になるんじゃないかなというふうには思っております。できたら、そういったガイドラインの整備をお願いしたいところです。

この問題につきまして、最後の質問に入ります。発達障がい、お持ちの保護者、また不登校のお持ちの保護者、こういった保護者の心境というものは本当に大変なものでございます。そういった保護者の支援について、これ私、以前にも、平成30年だったかな、もうこの話はもうずっとしておりますが、改めて、現在の保護者支援というものがどのようになっているかお聞かせください。

**杉本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども・若者サポートセンターでは、障がいのある子どもの保護者を対象に、保護者グループわたぐもを実施しております。これは、障がい児の保護者支援に経験のある臨床心理士をファシリテーターとして、障がいのある子どもの保護者にご参加いただい

ております。わたぐもは、情報共有と保護者同士のつながりをつくることを目的としております。来年度以降も継続して実施し、保護者同士が交流し、学び合い、支え合える会にしていきたいと考えております。

また、同じく、こども・若者サポートセンターでは、令和4年8月末から、不登校傾向にある子どもの保護者を対象に、保護者グループとまりぎを始めました。こちらにつきましても、わたぐも同様に、こども・若者サポートセンターの統括心理士がファシリテーターを務めまして、適応指導教室や巡回相談員の臨床心理士がスタッフとして入り、お互いの悩みを出し合い、保護者同士のつながりをつくっております。参加されている保護者の子どもの中には、適応指導教室につながった子どももおられます。来年度以降も、とまりぎの充実に努めてまいりたいと思います。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** その新しくつくっていただいたとまりぎというのに参加されている親御さんのほうから、ちょっとそういった意見として言われたんですけども、自分は、適応指導教室のお誘いの会のような印象を持ってんと。要するに適応指導教室が自分にとっては望むところではないと。そういったことに対して、勧められていくというふうなことに対して不満を持っていると。こういう意見があったわけなんですね。だから、そのお母さんが、保護者が求められている指導が違う、食い違ふと。そこがその不満になるわけです。そのとまりぎの中で、そんなことが逆にあまり起こらないほうがいいと思うんですよ。そこは保護者が、忌憚なく意見があーっと言い合える場所で、そこに、親の会というのは、やっぱりそもそも親同士が共感できるもの、私もしんどいねん、あなたもしんどいの、私もしんどいねん。こういう会話が、やっぱり保護者のストレスを取りつつ、じゃあ、こんなところに私は相談したよというふうな、本当にそういう井戸端会議のような、そんな親の会が、私のイメージの中にあります。今、こども・若者サポートセンターでつくられた保護者の、言うたら親の会というのは、そこで何とか解決に向けてやらないといけないというような認識でいろんな指導をいただいている。これが果たしていいのかどうかというのは、私は専門家じゃないから分かりませんが。結局、親の会というのは、そこが指定された親の会だけにとどまるのか。ほかにもたくさんあるわけです。親の会というのは、共有、ちょっと、何ですか、感覚の合う、それから悩みの共通する親たちが集まっている親の会というのはほかにもあるわけですね。そんな親の会が、行政として、いろんな会があるんですねと見守っていただいて、その中で出てくるような悩みを聞いて、そして、その親の会にソフトに寄り添って、いろんな支援を聞いていくというのならいいんですが、もうそこで、親の会というのが自分の傘下にあって、それぞれが、いやいやここへ来てくださいというものでは、私は親の会はそういうものじゃないと思うんですね。だから、親の会という認識がちょっと今、行政の中でずれているのではないのかなと。

以前、わたぐもやとまりぎの周知の仕方とかいった経緯も、私も聞いています。こういった形で、こども・若者サポートセンターから紹介されて、実際には活動されていますと。以前、そんなところに、今、県のほうからも推奨されるペアレントメンターという、専門職で

はないんだけど、その間で橋渡しのできるような立場の人、ペアレントメンター、もちろんちょっと資格も勉強もしていただいでのことですけども、ペアレントメンターの活用について、うちの市としては、あまり明確な答弁がなかったと思うんですが、実際もう他市、香芝市なんかもペアレントメンターの活用をされています。なぜその人が必要なのかという問題について、その意識というのが確実にあるから、ペアレントメンターを活用されているわけですけども、葛城市の場合は、このペアレントメンターについての活用はどういうふうに考えているのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

**杉本副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 今まで、わたぐも、とまりぎをつくった経緯もございますが、ただいまご質問いただいておりますペアレントメンターについてというところと併せてご答弁させていただければと思っております。

まず、わたぐも、とまりぎともに、保護者や地域の方々、あるいは学校の先生方からのお声をいただきまして、こども・若者サポートセンターで立ち上げましたものでございます。わたぐも、とまりぎともに学校から案内をして、そして、保護者からこども・若者サポートセンターに直接お申込みをいただいております。障がいを持つ子どもの保護者、あるいは不登校傾向にある子どもの保護者ともにいろいろなグループがあり、参加していただいている保護者の中にも、他のグループに参加されている方もおられます。わたぐも、とまりぎでは、一保護者として、共に語り合い、分かり合う場をつくろうと考えて、このようなものを立ち上げているところでございます。

そして、今のペアレントメンターというものについてのお問いでございます。ペアレントメンターとは奈良県発達障害者支援センターが実施している事業でございます。ペアレントメンターは、信頼のおける相談相手を意味いたします。発達の気になる子どもを育ててこられた保護者の方が、同じように発達が気になる保護者の悩みを聞いて、寄り添いながら共感したり、経験談をお話ししたりすることで、発達が気になる子どもの子育てを応援するものでございます。障がいを持つ子どもの保護者グループわたぐもでは、保護者の要望をお聞きしながら、活動内容を検討させていただいております。わたぐもは、当初は小学生の保護者を対象としておりましたが、保護者の要望もありまして、現在は小学生、中学生の保護者に対象を広げて、縦のつながりをつくっておるところでございます。障がいのある子どもの子育て経験のある方も参加をしておられまして、地域での横と縦のつながりをつくることを目的としております。これまでのところ、わたぐもにペアレントメンターにお越しいただいたことはございませんが、今後も、わたぐもに参加されている保護者のニーズもお聞きしながら、対応してまいりたいと思えます。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** わたぐも、とまりぎが駄目だと言っているんじゃないんですよ。これは、お声かけをして、そして、やはりそういった方が入りやすい環境にしてあげた。これは、とても私は評価します。ただ、それだけではない、いろんな親のグループ、こういった親のグループもしっかりと支援をして、いろんな相談のツールをつくって、輪があったら、いろんな孤独、孤立をし

ない。そういうために、受け入れてやっていただいたらどうですかというところで、私は、この今の親の会の話はこれで終わりますけれども、やはり、保護者が元気を出さないと、子育て環境はよくなる。もうこれは、私の子育て経験をした経験者としても、やっぱりお母さん、お父さん、みんな、保護者のおじいちゃん、おばあちゃんも、家庭が明るくないと、やっぱり元気にならないんです。そういったよい環境づくりをしてあげる意味でも、いろんな市民の力も借りて、心に寄り添う支援をしていただきたいということを求めて、私はこの質問を終わらせていただきます。

ちょっと時間もありますので、続いて行かせていただきます。もう一つの質問は、葛城市表彰条例というものがあるんですけども、私はこの表彰条例のことは、以前、藤井本議員が前市長にされたということを記憶に残っております。今回の質問の目的は、これまで表彰条例にうたっている、いろんな内容、後で確認させていただきますけども、そういった内容の部分とは、要するに行政委員とかそういった形ではなくて、市民との協働のまちづくり、これ、この葛城市の第二次総合計画の中に、市民と協働のまちづくり、市民の力を借りてまちづくりをしていくということは、もうこの今の時代、過去の時代よりもずっと多岐にわたって、市民の力を借りながら行政運営というのは進んでいっていると私は思っています。そんな方に、やはり感謝の意を表す仕組みを、もうちょっと積極的にされたらどうですかと。もう先、結論から言いますね。そういうことなんです。それが、なかなか法整備がそこまで、ざっくりと書いてあるだけなんですけど、まず表彰条例の、要するに条例の中身についてお聞かせいただきます。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。よろしくお願いたします。葛城市表彰条例についてご説明させていただきます。

葛城市の表彰には、自治功労者表彰、功労者表彰、善行者表彰及び一般表彰がございます。自治功労者表彰は、4年以上市長の職にあった者、12年以上議会議員の職にあった者、12年以上副市長の職にあった者、12年以上区長の職にあった者等に対し、その功労を表彰するものでございます。

次に、功労者表彰は、教育、学芸、文化の向上について功績が顕著な者、有益な研究、考案、発明又は改良をした者等に対し、表彰をするものでございます。

次に、善行者表彰は、災害の発生に際し、有効適切な行為によりその被害を最小限度に止めたと認められる者、自己の危険を顧みないで人命を救助した者、篤行者で特に市民の模範となる者、多額の私財を寄附した者等に対して表彰するものでございます。

最後に、一般表彰は、競技会その他の行事等において成績優良である者に対し、表彰するものでございます。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** ただいま説明をいただきました。条例、どこの自治体も、こういった表彰条例の内容は変わらないんです。どこも同じ、大体よく似たものの表彰ですね。今回は、大阪市が非常に今、市民表彰というものについて力入れているんですけども、大きな市ですので、ちょっとあ

えてその規模や詳細については申し上げますけれども、これ条例、これまで、多分いつこの条例つくられたかというのと、あと改正されたことがあるのかというのをちょっとお聞かせいただきます。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 葛城市表彰条例の条文の中で、表彰の種類については、平成17年の制定以降、改正は行っておりません。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** そうしましたら、その表彰条例に基づいて、表彰者について伺いたいんですが、特に議員とか行政委員を除いた市民を対象とした表彰者の実施について、この実績についてちょっとお伺いします。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 葛城市表彰条例に基づく表彰者の中で、特に市民を対象とした表彰者としては、全国スポーツ大会で優勝された方などに対して、一般表彰として表彰を行った実績がございます。表彰年度については、平成18年に1人、平成20年に1人の方に対し、表彰しております。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 一般表彰、そうですね。これ2人、今まで実績ね。これ、もうちょっと何か市民に感謝の意を表すようなことをしましょうよ。特にどんな方法で選ばれたかという、まず表彰の決定についての基準、ここはちょっと1回聞かせてもらわないといけませんので、お答えいただけますか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** まず、人事課から各所属長に対して内申書の提出を依頼しております。9月末までに提出された内申書を表彰審査委員会に諮り、表彰すべき者であるのか、団体であるのかを審議した上で決定いたしております。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** そうですね。一応そういった審議がなされた上でということなんですけれども、今、例えば行政内でも、業務改善の取組に、特に高い成果を上げた事務担当者に表彰制度というのができた。これ、いいことやと思います、とてもね。この取組を機に、市民も頑張ったたたえてあげましょうと。よい評価というのは、やっぱり職員もモチベーション上がるということもありますし、市民にも感謝の意を表すということ、基準というものはもちろん決めないといけないと思いますけれども、阿古市長、何かもっと市民のご協力を得ながら、感謝を示して、積極的にこれを進めていかれるということについて、どう思われるでしょう。ちょっとご所見をお願いしたいと思います。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。部長が説明しましたように、市が行っております表彰の中には、葛城市表彰条例に基づき表彰を行うものや、それとは別に、葛城市行政委員等に対する感謝状贈呈規程があり、各担当課で対象の有無を確認し、表彰状や感謝状を送っているところでございます。委員ご指摘の市民協働のまちづくりに合わせた市民顕彰の充実拡大につ

いては、例えばある市民が長年にわたってボランティア活動などをされ、その善行に対して表彰状を贈呈する、その表彰される方が年々多くなることで、市民が主体のまちづくりの輪が広がりを見せるということで、市の活力につながると考えております。今後、より多くの市民の方が表彰されるためには、今現在の表彰条例の運用に問題があるのか、それとも、新たな運用方法を模索するべきなのか、具体的な分析、検討に入りたいと考えております。

以上でございます。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 時代の流れとともに子どもたちの送迎を見守ってくださっているボランティア、また、きれいなまちづくりのために、ごみを一生懸命拾ってくださっている方、私もまちでいっぱい見かけます。そういったニーズというものが多様化してきて、その中で力を借りる、学校のいろんな支援も、ミシンの講習とかそういったものも来ていただいている。こんな方々のその熱い気持ちというのは、またこれからどんどんお願いしないといけない時代に入りますので、今、市長、そういったことで検討していただけるのであれば、市民をもっとたたえ、そして市民にご協力をいただき、そして、市民と一体となったまちづくりというものをぜひ目指していただきたいということを強く要望しまして、私はこの市民表彰の実現、阿古市長になってから、またたくさん表彰していただきたいというふうに願っておりますので、どうぞご検討よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**杉本副議長** 川村優子議員の発言を終結いたします。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

**柴田議員** 皆さん、こんにちは。柴田三乃でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。先ほど、川村議員のご挨拶の中にもあったように、本日は国際女性デーでございます。私としましては、国際女性デーだからこそ、性別を超えて、お互いが尊重し合える大切さを改めて確認できたらなあというふうに思っております。今回の私の一般質問ですが、2点あります。

1点目は、学力格差について。2点目は、葛城山麓地域が持つ可能性についてです。

では、ここからは質問席で質問させていただきます。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** まず1点目、学力格差についてです。生まれ育った環境などによって、子どもが獲得する学力に差がつくことを学力格差と言われておりますが、コロナ禍や物価上昇などにより、ここ数年で子どもが置かれている環境も大きく変わり、学力格差について、最近、メディアなどで取り上げられる機会も多くなってきました。学力格差を話題にするとき、よく出てくるのが、学力の二極化です。昔は1つの大きな山で、偏差値50、真ん中辺りが一番膨らんでいる1つの山というグラフだったんですが、最近、偏差値50の両側に低い子のグループと高い子のグループができる、2つの山ができる、葛城市でいうと二上山のような形のグラフができる、この形状からフタコブラクダとも言われております。では、1点目の質問です。学

力の二極化が進んでいると言われて久しいですが、葛城市内の中学校の学力状況はどうなっているのでしょうか、教えてください。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願いいたします。

令和4年4月に文部科学省が中学校3年生を対象に、国語、数学、理科の3教科で実施した全国学力・学習状況調査の結果、全ての設問に対しまして正しく回答できた問題数の平均値であります全国正答率、こちらで比較いたしますと、まず、国語の平均正答率は全国69%、奈良県68%、それから葛城市は69%でした。数学の平均正答率は全国51.4%、奈良県50%、葛城市50%、理科の平均正答率は全国49.3%、奈良県48%、葛城市47%となっております。また、この全国学力・学習状況調査の結果を基に、正しく回答できた問題数ごとの人数の分布を見ますと、国語に比べまして、数学や理科のばらつきが多い、フタコブラクダまではいきませんが、ばらつきが多い傾向にあります。なお、全国、奈良県、葛城市においても同様の傾向が見られました。

以上です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 全国学力・学習状況調査の結果では、葛城市の中学校の平均が、大体全国平均に近いということでしたが、分布にばらつきがあるということで、フタコブラクダまではいかなくても、やはり低い子のグループと高い子のグループが何となくできていくかなということだと思っておりますけれども、学習に遅れを取るということで、どうしても学校が嫌になったりとか、自己肯定感が低くなったりとかして、それが不登校の要因にもなり得るかもしれませんし、将来にわたって、その子の人生に影響を与える可能性もあると思います。では、現在中学校では学力底上げのためにどのような取組をされているのでしょうか。お聞かせください。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** まず、中間試験、期末試験の前の学習指導として、放課後に生徒が図書室で自習をし、分からないところを現役の大学生などに教えてもらう放課後学習チューターの取組、あるいは、あらかじめ日時と教室、科目を決めておき、そこで生徒は学習しながら、在席している教科の先生に分からないことを聞くことができる質問教室の取組があります。また、定期試験前に限らず、週に1回、学習の遅れが見られる生徒を対象に、学習指導を行う放課後学習会の取組を実施しております。

以上です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。様々な取組をしていただいているようで、いろいろ学校内で学習機会を設けていただいているなあという印象があります。本当に底上げの助けにはなっているというふうに思いますが、一般的に言われる学力格差の要因、様々あると思うんですけれども、その要因の1つに、経済格差があるというふうに言われています。当然ながらですが、先ほどご答弁にもあったように、学校では公平に教育をみんな受けているわけなんですけれども、学校外では、家庭の経済的事情などにより、学習機会、例えば塾や習い事が十分に得

られない子どもも確実にいると思います。葛城市においても、経済的に困窮されている家庭に対して就学援助をされていると思いますが、以前、吉村議員が一般質問で認定基準などについて質問されましたが、私もここで改めて支給内容、そして支給額、また、支給援助を受けている生徒・児童が何人いるかをお聞かせください。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** まず、葛城市の児童・生徒の学力格差の原因が、経済格差であるという断定はできかねますが、現在、葛城市では、生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる児童・生徒の保護者に対しまして、おっしゃるように就学援助を実施しております。支援の内容といたしましては、学校給食費、学用品費、通学用品費、新入学用品費、それから校外学習、修学旅行、スポーツ振興センターの保険料、卒業アルバム代、オンライン学習通信費を援助しております。年間の支給予定額は、小学校1年生では12万4,650円、小学校2年生から4年生は7万2,860円、5年生は7万4,950円、6年生は10万6,550円となっております。中学校1年生につきましては14万8,500円、2年生は8万6,870円、3年生は15万4,270円となっております。また、支給対象の児童・生徒数につきましては、令和5年3月1日現在で、小学校につきましては、2,357人中266名、中学校は1,127人中167名となっております。

以上でございます。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。小学校では全体の約11%、9人に1人、そして中学校では14.8%で、7人に1人が支援を受けていることになると思います。経済的に困難な中で、塾にお子さんを行かせていらっしゃる保護者の方もいらっしゃると思いますが、年間の平均的な塾代、それが、ちょっと調べたところ、小学校の低学年では二、三万円、高学年で3万円から5万円、中学校になりますと1年生で約11万円、2年生で16万円、3年生では受験もあるということで、25万円から30万円というふうに言われていて、生活が困窮されている家庭にとっては、行かしたくてもなかなか難しいという現実があるのではないかというふうに思います。そういった家庭の子どもたちに対して、学校外での無料または低額の学習支援があれば、大変助かるのではないかというふうに私は考えております。

平成25年に生活困窮者自立支援法が制定されました。生活困窮者の方に対し、自立支援事業を定めたもので、必須事業としては、自立相談とか、住居確保給付金などがあります。そして、任意事業としては、子どもの学習・生活支援事業というものが定められています。その主な事業の内容としましては、学習支援、居場所づくり、進路相談などです。令和3年度の厚生労働省が実施した事業実績調査によりますと、対象となった908の自治体のうち、587の自治体が子どもの学習・生活支援事業を行っているということです。奈良県では12市のうち、奈良市、生駒市、宇陀市が委託で、御所市が直営で実施されております。委託先ですが、民間の学習支援機関やNPO法人、そして御所市では学校支援の一部として、学習支援ボランティアを市民の方から募っておられます。子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮者自立支援法に定められた任意事業ではありますが、2分の1の国庫補助金対象の事業でもあります。経済的な事情により、学習機会を十分に得られない子どもたちを対象にした学習支援

の取組をされているような団体とかNPOなどとも連携して、そういった生活困窮者自立支援法に基づいて、市の支援をぜひご検討いただきたいと思いますのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

**杉本副議長** 板橋教育部理事。

**板橋教育部理事** 今後、葛城市の中で、ボランティアやNPO法人など学習支援を行う団体に対して、市としてどのような形で連携できるのか研究してまいりたいと考えております。また、生活支援困窮者支援事業による学習支援につきましても、既に導入している自治体の内容を調査いたしまして、葛城市においても導入可能であるか研究してまいりたいと考えております。

以上です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ぜひ、ご検討のほどよろしくお願いたします。

では、教育長にお尋ねいたします。コロナの状況や物価高騰などで、今また、学力格差という問題がメディアなどを中心に取り上げられていますが、教育長は学力格差について、また、学力が低い子に対して、今後どう対処されようとしているのかお考えをお聞かせください。

**杉本副議長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 質問ありがとうございます。

まず、学力格差についてですけれども、この格差が生じる背景には、先ほどからもありますように、家庭であったり、また、経済、文化、地理的な背景など、様々な要因があるというふうに認識しております。まずは、その学力格差を縮めるために、学校での授業での指導、また、学びの工夫を充実させること、そして、子どもたちが学びに向かう力を養うことが最も重要であるというふうに考えております。そのため、各学校では、電子黒板やタブレット端末をはじめとするICT機器の更なる利活用、そして、子どもたちの学びの姿勢を主体的にするための学び合いの授業形態など、これら工夫を日々取り組んでおりまして、子どもたちの学習意欲、そして、自尊感情を高める魅力ある授業づくりを研究、また実施していきたいというふうに考えております。併せて、少人数授業などにうまく利用させていただいて、生徒一人一人の個に応じたきめ細かい指導を大切にしながら、基礎基本の確実な定着を促していきたいと考えております。

次に、学習支援につきましては、学校では、先ほどの答弁にもありましたように、放課後を利用した学習会等、学習支援に現在取り組んでいるところでございます。このような学習支援では、子どものニーズや、気持ちに寄り添った学習サポート体制を考え、そして、学習環境を整えることが重要であると考えます。今後は、各校に現在設置しています学校運営協議会においても、学習支援について更に検討させていただき、関係機関と連携し、学校や家庭、そして地域社会が心理的に安心・安全な場となって子どもたちを見守り、格差に振り回されず、夢や目標に向かって進むことのできるような支援を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 大変力強いご答弁いただき、ありがとうございます。学校内でも様々な工夫をさせていただいて、学力低い子どもたち、または学力底上げのために、ますますいろいろな取組をしていただきたいというふうに思います。学力格差というのは、地域や環境によって大きく異なると思いますが、比較的葛城市は、地域的には恵まれていると思っておりますが、それでも、困難な生活環境の中で育っている子どもたちもいるわけです。ぜひ、その子どもたちに手を差し伸べていただきたいと思っております。先ほど教育長がおっしゃったように、子どもたちが夢や目標に向かって進むことができるような支援をぜひお願いしたいと思っております。学習支援により、学力だけではなく、非認知能力も身につけ、子ども一人一人が、自分が望む人生を歩むことができる可能性もあると思っております。これは福祉を超えて、子どもへの投資だと私は考えております。未来に投資すると考えて、学習機会が十分に得られない子どもたちに対する学習支援を、ぜひ前向きにご検討いただくことを強く要望して、私の最初の質問を終わらせていただきます。

次に、葛城山麓地域が持つ可能性についてです。市長の施政方針にもあったように、葛城市では、葛城インターチェンジ周辺、つまり道の駅かつらぎ、そして、奈良県社会教育センター跡地辺りを活用したにぎわいづくりを検討されていると理解しております。また、葛城市を中南和観光の玄関口として位置づけようとしているということで、中南和の魅力を関西圏の方に広く知っていただくいいきっかけになるのではないかと考えております。その上でですが、道の駅から南部のほうに行くルートに当たる、市内の葛城山麓地域についても、私は、交流人口、そして関係人口を増やす可能性を秘めているのではないかと考えております。今回は、その葛城山麓地域について質問をさせていただきたいと思っております。

葛城山麓地域の方々とお話ししていると、よく、うちの大字には子どもがいないとか、未成年者はいないとかということを目にします。高齢化が進んでいる現実があると思っておりますが、実際に数字としてお示ししていただくことはできるでしょうか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。ただいまご質問の山麓エリアの高齢化率について、住民基本台帳より算出したデータよりお答えさせていただきます。

まず、合併時の平成16年10月1日時点においては30%であったのが、直近の令和5年3月1日時点では39%まで上昇しております。同じ比較において、市全体では18%から28%に上昇していることに対して、高齢化率がかなり高い水準にあると考えられます。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 約2.5人に1人が高齢者ということになると思っておりますが、高齢化が進んでいるということは、やはり山麓地域の特徴である急斜面の農地を耕すのが大変だというふうに、私自身、すごく心配しておりますが、農業の担い手不足ということも目にします。そういう問題も出てきて、耕作放棄地が増えているのではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

**杉本副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

現在、当該地域にある約160ヘクタールの農地のうち、約5.6ヘクタールが耕作放棄地となっております。約3.5%の割合となっております、これは、市内全体の約1.8%よりも高い割合となっております。例えば、同じ水稻の栽培を行うとしても、山麓地域の農地は形がいびつなことに加えて法面が高く、平野部に比べて草刈りの手間が多くかかってしまうことなどが原因として考えられます。こういった観点から、令和4年度より、当該地域の中でも土地の傾斜など、一定の条件を満たす地域において、中山間地域等直接支払制度を活用していただいております。これは、農業の生産が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度であります。必要な条件はそれぞれ異なるため、詳細については説明を省略させていただきますが、1点のみ例示させていただきます。例えば20分の1以上の急傾斜の区域内にある田んぼにおいて、集落単位での協定を締結し、5年間、農業生産活動等を継続する農業者等に対しましては、1反、つまり1,000平方メートル当たり2万1,000円の交付単価で交付金が交付されます。この交付金を使っていただいて、業者等に草刈り作業を委託することなどが考えられます。また、集落等の話合いに職員が参画し、地域の実情の把握に努め、ほかの地域での取組について情報提供などを行っております。

以上です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。やはり、交付金を利用して業者の手を借りなければ、なかなか農業を続けていくということは難しいということがよく分かりました。葛城山麓地域協議会というのがあるんですけど、その協議会にも農林課の職員が入ってくださって、やはり市との密接な連携を取っていただいているのはとても大事なことだなというふうに思っております。また、高齢化が進んでいるということで、山麓地域では空き家も多くなっているのかなというふうに思われますが、過去にいろいろな場面で議員の方々が質問されている内容にもなりますが、アップデートされた情報もあるかもしれませんので、いま一度空き家対策について教えてください。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。ただいまの柴田議員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市では、令和元年の空き家等実態調査において、411件の空き家がありました。その後、対応策として、NPO法人空き家コンシェルジュに空き家バンクの管理業務を委託するとともに、空き家予備軍を減らしていくための方策の検討や、地域にある空き家にまつわる課題を解決していくための相談を行っております。これまでに、空き家バンクに登録された件数は、利用者登録者数が累計で150件、物件登録数は累計で11件、そのうち3件の活用がございました。利用者登録数に対して、所有者の意向などもあり、物件登録数が少ない状況とはなっておりますが、空き家セミナーや個別相談会の利用促進など、空き家活用の対策を研究してまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 空き家の登録というのは、やはり持ち主の方のご意向があるので、大変かなり難しいかな

あとというふうに思いますし、多分この登録数よりももっともたくさんあるとは思うんですけども、市内に幾つ空き家があるのかというのも、申告がなければなかなか分からないという状況だと思うので、実態を把握するのはかなり困難なのかなというふうに思います。もっと課題はあると思うんですが、以上のような高齢化、空き家、そして担い手不足といった課題を踏まえた上で、どのように、自然豊かな山麓地域を観光資源として交流人口を増やし、地域の特徴を生かして、関係人口を増やしていくのかなのですが、まず、観光資源として生かすということに対して、市のご見解をお聞かせください。

**杉本副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

去る令和元年8月に棚田地域振興法が施行されました。それから、令和4年2月14日、全国で271の棚田が、つなぐ棚田遺産として選定されましたが、その中に、葛城山麓地域の棚田が含まれております。葛城山麓ウォークにおいても、つなぐ棚田遺産に選定されたことをPRするイベントと展示が行われました。今後、市といたしましても、つなぐ棚田遺産に選定された葛城山麓地域の棚田は、集落の目玉の1つとして、しっかりとPRしていきたいと考えております。また、道の駅かつらぎから笛吹神社に至るまでに広がる山麓地域の田園風景や、風光明媚な自然が織りなす景観を多くの人に訪れてもらい、知ってもらう機会を創出していくことが必要であると考えており、令和5年度事業においても、西の山の辺の道の周遊ルートの策定と道しるべの設置を予定しております。

以上です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 葛城山麓ウォークのお話、棚田のお話が出ましたので、後ほどこのイベントについて詳しく聞かせていただきたいと思いますが、コロナの影響で中止されていた葛城山麓ウォークが、昨年3年ぶりに開催されました。私も主催の葛城山麓地域協議会のお手伝いをさせていただいたんですが、あいにくの雨にもかかわらず、市外からもたくさん参加されて行った様子でした。具体的には、前回の山麓ウォークの参加人数とか、イベントの内容など、ちょっと詳しく聞かせていただけますでしょうか。

**杉本副議長** 早田部長。

**早田産業観光部長** 葛城山麓ウォークについてということでございますが、今年度は、令和4年11月23日に、コロナ禍以降3年ぶりとなる第7回葛城山麓ウォークが開催されました。葛城山麓ウォークは、葛城山麓地域協議会が主催するイベントで、葛城市も支援をさせていただいております。当日はあいにくの雨模様となり、参加者数は338名ということで、前回開催時の半数弱でした。葛城山麓地域の7つの集落を巡る約10キロメートルのウォーキングイベントですが、今回の参加者は、約3割が市内の方、約3割が県内の市外の方、残りが県外の方となっております。イベント内では、各集落ごとに様々なおもてなしが準備されており、食品の販売や収穫体験など、毎回人気のイベントとなっております。また、集落だけではなく、地域の企業や団体とも協力し、盛大に開催されております。市としても、地域の魅力を発信しつつ、多くの集客を見込める当該イベントは、今後もバックアップしていきたいと考えて

おります。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 私も大根とタマネギの収穫体験をお伝いいたしました。県外の方も結構来られていて、楽しんでおられました。私は最初に、この葛城山麓ウォークを知ったときに、観光関係の仕事もしていた関係もありまして、山麓の可能性をととても強く感じました。ただ、こうやって実際にお手伝いする中で、やはり高齢化の問題もあり、イベントの準備もなかなか大変だという現実を知りました。先ほどのご答弁の中に、地域の企業や団体とも協力し、というご発言があったと思うんですけども、その延長線上で、山麓地域外の市内の有志の方々、私のような違う地域からの有志の方々にもお手伝いしてもらえそうな仕組みづくりをつくってはどうかあというふうに考えております。実現すれば、地域間交流、それから世代間交流が生まれ、課題も解消できて、ますます楽しいイベントになっていくのではないのでしょうか。

次に、観光資源の1つとして中心になり得るのが、先ほど部長のご答弁にあった棚田です。葛城山麓地域の棚田は、昨年、農林水産省が優良な棚田として認定した271のうちの1つに選ばれました。奈良県では、明日香村の稲刈棚田と葛城山麓の棚田の2つです。ただ、この風景を維持するためにも、課題でもある高齢化による農業の担い手不足が問題になってきます。この点については、どのようにお考えになっているのでしょうか。

**杉本副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 葛城山麓地域もご指摘のとおり、高齢化、人手不足が喫緊の課題となっております。現在、新たな取組として、農山漁村振興交付金の中の農村型地域運営組織形成推進事業を実施しております。地域運営組織の英語の頭文字を取って、今後はRMO事業と省略させていただきます。葛城山麓地域は、このRMO事業において、農地の保全、地域資源の活用、地域の生活支援の3つの柱を軸にして活動をされています。先進事例の研究も進めておられ、現時点ではまだ計画の段階であり、その方法も模索中ではありますが、市民農園のような形で、周辺地域の非農家の方にも参画いただくことを検討しております。また、全く新たな取組をされる事業者の方とも協力して、何とか地域を盛り上げていこうと協議されております。地域外からもいろいろな視点を取り入れることにより、葛城山麓地域をより活性化させ、その可能性を広げていきたいと考えております。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 恐らく参考になる事例が全国的にあるとは思いますが、私も、大淀町の特定非営利活動法人おおいわ結の里というところの活動を視察に行きました。大淀町、大岩地区というのも、葛城山麓地域と同じように中山間地域で、高齢化、空き家、担い手不足といった課題を抱えていらっしゃるんですが、そのおおいわ結の里は、大淀町と連携して様々な取組をされているんですが、例えば、空き家を拠点にして料理教室とか、地域の歴史・文化の講座を開いたり、地域外からも参加できるような工夫をされていたり、担い手不足に関しては、農業体験塾という農業初心者の方に向けて、1年を通して農業を勉強してもらって講座を開いていらっしゃるんです。受講者は地域外の方で、塾卒業後は、耕作放棄地を借りて農業を始める方もいらっしゃるようです。一度に解決できる問題ではありませんが、葛城山麓地域にとっても参考に

なる取組だと思いました。

葛城山麓地域は、観光資源としても、地域間交流の場としても、限りない可能性を秘めていると私は思っております。今回お示しした事例などもぜひ検討していただき、地域の方々と協力しながら、葛城山麓地域の特徴を生かした、持続できる魅力的な事業を進めていっていただきたいと思います。

以上で、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**杉本副議長** 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は14時45分から再開いたします。

休 憩 午後2時31分

再 開 午後2時45分

**梨本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

次に、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

**増田議員** 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、高齢者の移動手段への支援についてでございます。

これよりは質問席にて進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** それでは、よろしく願いをいたします。全国的に少子高齢化が進んでおります。2030年においては、全国的に高齢化率30%を超えるというふうに伺っております。また、2060年においては、40%近くまでなる見込みであるというふうに伺っているところでございます。本市におきましても、全国平均に近い状況であるというふうに推測をされますが、それと同時に、高齢者のみの所帯が増加傾向にあると。このような世帯におきましては、日常生活を営むための移動手段を高齢者家族で確保する必要があるということが問題になっておるところでございます。

ちょっとここで、2018年の内閣府が行った高齢者の住宅と生活環境に関する調査というものをご紹介させていただきます。60歳以上の3,000人を対象に行われております。中でも注視をする調査結果といたしまして、年齢や身体的な支障の有無にかかわらず、車の運転を続けようと思っていると答えた人が11.5%おられると。要するに、年いっても車が放せないというふうな思いで、少々年いっても車に乗り続けたいと思っておられる方、1割以上おられるということ。さらに、その理由を尋ねると、買物、それから通院、それから家族、こういった方の日常生活上不可欠であるというふうに思われている方が、続けようと思っておられる方の73%は、そういう理由で乗り続けたいというふうに考えておられるということでございます。一方、公共交通のサービスレベルが上がれば、運転はやめてもいいよと答えた人が、若干名おられるということですので、このところは、行政として大変重要な調査結果やなというふうに私ちょっと感じましたので、ご紹介をさせていただきました。

本市の環境から見ますと、先ほどの柴田議員からのお話もございましたように、山麓地域の高齢化、これは、車による移動が主な手段、車でないと移動できないと、こういうふうなことが、特に山麓地域においては問題であると。車が中心の世帯が多くおられるということになるのかなど。しかしながら、近年、高齢者による自動車事故が社会問題になっておるといふこと。このようなことから、自動車運転免許証を自主返納される方、こういう方が、自主とはいうものの、家族の勧めもあって自主返納するといふ方が増えつつあるといふふうになっております。これ、葛城市で何人ぐらいおられますかといふと、先日、高田警察署、聞きに行ったんですけども、市町村別に調査してないので分からないといふことで、私の、全国の数字から推測した数字でいくと、年間180人前後といふふうに推定をさせていただいております。しかし、いまだ危険とは分かっている、先ほどの調査にありますように、危険とは分かっている、日常生活を営むためには車を手放せないといふ方も、また大変多くおられるといふふうなことが伺えるかなといふふうに思います。高齢者の移動の目的の主なものにつきましては、先ほど調査結果にもありますように、通院、これもう病気といひますか、お薬をもらっているといふんですか、そういうふうなことで、定期的に通院を必要とされる方、それから、後ほども紹介いたしますけれども、買物による外出、それから健康、長寿、こういうふうなものに大きく寄与しているであろうと私は感じておるところでございますけれども、スポーツや文化活動、それから食事、娯楽、こういったものが高齢者の移動目的に挙げられるかなといふふうに思います。

現在、先ほど述べましたちょっとスポーツといふところで、今日も関係の方おいででございますけれども、グラウンドゴルフ、これ非常に葛城市の高齢者のスポーツとしては、スポーツ全体から見ても、人数にして登録人数288名ですので、恐らく登録されていない、大字、集落で独自でやっているんだといふ方も含めると、300名を少し超えるぐらいの方々が、グラウンドゴルフというスポーツに取り組んでおられます。恐らくサッカー、野球とかに分類して、このグラウンドゴルフの300人という数字は、全ての葛城市のスポーツ人口の中でも一番人数の多い競技であるといふことは思っております。また、県下におきましても、これ、奈良市よりも生駒市よりも、葛城市が、県内でこのグラウンドゴルフ人口というものが一番多い。149名、登録の方がおられると。その次が111名の生駒市でしたか、そういった実績ですね。非常にグラウンドゴルフのスポーツの盛んな町であるといふふうに、市長自慢していただいたら結果かといふふうに思います。これは、私は、本市の体育施設の充実、環境のおかげであると、私はそういうふうに御礼を申し上げたいなといふふうに思います。このスポーツについては、日頃、月2回とか週2回とかじゃないんですね。大体ほとんどの方が週に2日、大体2時間から2時間半ぐらい、週に2日練習といひますか、競技をされております。運動量につきましても、ちょっといい汗かいたなど。高齢者におかれましては、非常に適度な良質の最適なスポーツであるのかなといふふうに感じます。またこれが、介護予防、それから、そういった健康長寿、そういうものに非常に大きく寄与しているものといふふうに考えるとございまして。こういう意味から、市としてもしっかりと、こういうスポーツについてはご支援をいただきたいなといふふうに願っておるところでございますが、市のス

スポーツ、文化活動の支援についてのお考え、それからこういう活動に対しての介護予防、健康長寿の考え方についてお尋ねをいたします。

**梨本議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。私のほうからは、健康長寿や介護予防にどのような効果があるかという認識について、説明させていただきたいと思います。

まず、国内最大規模の高齢者の調査であります日本老年学的評価研究プロジェクトによりますと、スポーツ、ボランティア、趣味などへの高齢者の社会参加率が高い地域では、転倒や認知症、鬱のリスクが低い傾向にあり、その相関関係が認められていることが公表されております。本市でも、先ほどグラウンドゴルフのことをご紹介いただきましたが、高齢者の社会参加を目的として、地域の居場所づくり活動を支援しており、その1つに自主運動教室がございます。自主運動教室は、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に運動に取り組めるよう、教室立ち上げ時に介護予防リーダーをはじめ、理学療法士、作業療法士による講義と運動実習を行い、教室終了後も、運動指導士などの専門職の講師を派遣することにより、支援を継続しております。また、認知症を患っても、社会参加を続けることができるように、出前知恵の和という講座を開催しております。この講座では、認知症専門職を令和3年度から派遣し、より専門的な見識からも支援しております。高齢者の皆様が住み慣れた地域で、気軽に社会活動に参加できることが介護予防につながり、ひいては健康長寿にもつながる、そういった支援を今後も進めてまいりたいと考えております。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。しっかりとこういう活動にご支援をいただきたいというふうに思います。ここで3つ、紹介をさせていただきます。

まず、1つ目です。ある集落の女性4名の方々、非常に仲よしグループでグラウンドゴルフされておりました。練習は、先ほど申し上げました週2日、集落から練習場である農村広場までちょっと距離がありますので、車での移動をされておったということでございますけれども、その中の1人の運転で、車運転して、熱心に取り組んでおられたということだったんですけども、先ほどのご紹介にもございましたように、度重なる高齢者の事故というようなことで、そういうふうなことが起きると、お互いにご迷惑をかけてもいけないというふうなことで、それを理由にグラウンドゴルフを退会されました。それ以降、ちょっと消息不明でございますけれども、恐らくその時点でやめられた。お年につきましては80歳ぐらいの方ですけども、お元気だったのに残念だなと、この事例。

2つ目は、通常の練習におきましては、最寄りのグラウンドで行われておりますので、各自自転車であったり、徒歩であったり、車であったりと、いろんな方法で参加をされておるんですけども、年に13回と聞いておりますけれども、市全体の大会が年間13回ぐらい開かれている。今月も2大会ぐらい開かれると伺っております。そうなりますと、第1健民グラウンド、それから農村広場といった会場で、市全体から集まって、参加をされるわけなんですけど、そうなると、日常の練習のように自力で行けないというふうなことで、以前であれば、先ほどの事例のように、車に乗れる方が乗れない方に、乗せていってあげるよというふうな

互助で移動されてたわけなんですけれども、近年の高齢者の自動車事故というふうなことも世間でいろんな問題となっていますので、チーム内で同乗することを控えるというふうな決まり事になって、それが理由で大会に参加できないというふうな問題が、チーム、それからグラウンドゴルフ連盟の中でも、いろいろと問題になっておるといふ事例でございます。

3つ目は、現在92歳の女性の方でございますけれども、自宅でひとり住まいされております。4年前までは、88歳とか、そのぐらいでしたか、元気に歩いて、第1健民グラウンドまで練習に行っておられました。ところが、コロナによって、練習ができなくなった。非常に人々のお付き合いの好きな方なので、それがそのグラウンドゴルフで非常に人と人のつながりの中で健康に暮らせてたんですけど、一挙にお年を召されて、見る見るうちに痴呆が出てきて、もう今や、デイサービスをお願いするというふうな老化が急激に、練習できなくなることで老化が進んだと。こういう、私、その人を見て、人と人とのつながり、日頃のそういうコミュニケーションの大切さを痛感した事例でございます。

ここでちょっとお話を変えますが、これ、先ほどのも覚えておいてくださいね。平成27年、全国都市交通特性調査、この調査で少し参考になる調査がございましたので、ご報告いたします。高齢者が1か月で外出される頻度という調査でございます。一番多かったのが買物です。これ月17日というふうな調査結果が出ております。毎日とは言わんけども、2日に1回以上、やっぱり買物をしておるといふことです。それから、次に多かったのがスポーツ、文化活動等が月に5日ぐらい、週に1回の習い事みたいな、そういうイメージですね。週に1回の大体そのぐらい。それから意外と少なかったのは、通院が月に3.5日。大体お薬いただくのが2週間分とかいう単位かなあと思います。そのイメージの、ここでは3.5日、10日に1回ぐらいの頻度で外出をされておると。これ足し算してええのか悪いのか分かりませんが、足し算したら、月26回外出していると。買物と病院と一遍にといふふうなことで足し算にはならんかも分かりませんが、大体月に26日というふうな延べ日数になります。

それから、ほかで、平成26年度の内閣府の高齢者の日常生活に関する意識調査、ここで、外出の際に困っていることという調査でございます。バスや電車の公共交通が利用しにくい、それから、整備が不十分である。こういった公共交通に関する不満が18.6%、非常に多い数字で、バスや電車が利用できたら便利になるのになど、逆にそういうふうなことでございます。公共バスにつきましては、本市におきましても、法定協議会であったり、それから議会の委員会等でも、利用促進、改善に向けてのご意見というのは出ておるところでございますけれども、この公共交通の更に利用しやすくとある、先ほどの意識調査にあるように、もっと利用しやすくなるような改善策はご検討いただいているのか、まずお尋ねをいたします。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。公共バスの利便性の向上についてお答えいたします。

これまでから、公共バスの利便性の向上については、日々の利用者数の状況を把握しながら、サービスの向上に向けて、市民に対してはアンケート調査の実施を行うなど、市民や利用者の声をその都度お聞きし、路線や運行形態の見直し並びに運行時刻の改正を葛城市地域

公共交通活性化協議会で協議を行い、改善してまいりました。また、より安全に利用できる環境整備についても、令和元年9月には、高田市立病院前停留所を国道沿いから病院ロータリー内へ移設するなど行っております。公共交通の利便性の向上につきましては、令和4年3月に策定した葛城市地域公共交通計画に基づき、交通事業者などとも連携しながら、利用状況に応じた運行形態の見直しや、他の公共交通機関との乗り継ぎ性の向上について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 検討はされておるといことでございますけれども、前回といいますか、前回、大きな改善された点として、一部のルートが、利用が少ないということで、バスからタクシーに変えられたというふうに伺っております。その1台のバスが、私、遊休しているというふうに認識をしておるんですけれども、このバスを、改善のその次の段階でもっと活用する方法はないのかなあと。例えば、もうそのストックしているバス、臨時バスとして、先ほど申し上げましたような市の大きな大会等で送迎用として活用、そういった公共バスの有効活用、現行のルート以外の活用方法について、可能かどうかお尋ねをいたします。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

葛城市の公共バスの運行は、ダイヤや運行経路を運行計画として事前に定めて運行する路線定期運行となっております。そのため、現行ルート以外に臨時のバスを運行することは、制度上、できないものとなっております。

以上です。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** もったいない話やなあとは思いますが、今の法定協議会でのルール上、その運用は認められないと。今後、そういうようなこともちょっと法定協議会の中でご検討いただけたらなというふうに宿題としてお願いしておきます。

そうすると、ほかの方法で、この移動手段を確保する必要があるのかなということで、いろいろと私も調べてまいりました。そこで、ボランティアとか行政による移動手段支援というものが見当たりました。これは、国土交通省が進められております自家用有償旅客運送というものでございます。これは、国土交通省の登録を受けた団体が、マイカーを用いて有償で移動困難者を支援する仕組みということでございますが、これは、民間のそういう運送会社に、ご迷惑のかからないようにということかと思っておりますけれども、対価、要するに利用料金は取ってもいいけれども、有償ですので。近隣の乗合バスの運賃程度ならいいですよ、それからタクシー運賃の2分の1程度は認めましょうと、こういった国土交通省の特例の運送事業者としての登録でございます。それからもう一つ、許可や登録を必要としない輸送方法というものが、ボランティア団体等の助け合いという活動の中で認められているものがございます。これは、営利を目的としないということですが、そこで限度として、その対価、要するにもらっていい限度というのは、燃料代程度、1キロメートル乗って50円ぐらいですかね。30円とか50円ぐらいになりますか。その程度ならいいよといった、もうほぼ、ほとんど無償

に近いボランティアに近いというふうな、そういう条件なら、そういう移動手段も可能ですよ。昔で言う白タク的なもので許可をされておると、こういうことでございますけれども。このようなことについて、市としてご検討、ご認識をどのようにいただいているのかお聞きをします。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。よろしくお願ひいたします。

まず、登録を要する自家用有償旅客運送は、バス、タクシー事業者が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供するサービスであります。一方、許可登録を要しない輸送については、主にボランティア団体や自治会などによる地域の助け合いで実施されるもので、無料、または、燃料代の範囲で運行されるサービスでございます。これらの輸送サービスは、地域住民の移動手段の確保に資する取組であると認識しております。しかしながら、タクシー事業者をはじめ、既存の公共交通機関の運行に影響を与えるおそれもあることから、自家用有償旅客運送については、法定協議会等の交通事業者との協議を慎重に行う必要があります。令和4年3月に策定した葛城市地域公共交通計画において、事業の1つとして、地域主体による公共交通サービスの導入に向けた支援の検討を記載しており、今後、地域の方が主体となって運行する輸送サービスについて、行政からの支援方法について研究していきたいと考えております。

**梨本議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。私のほうからは、許可登録を要しない輸送としまして、移動、外出を支援するボランティアがでございます。その条件としましては、換金性の低いもので謝礼をする。先ほどご紹介いただきましたように、ガソリン代等の実費のみ、それから本人の所有する車両を使用する場合、それから運送の対価が生じないケースと認識しております。本市の社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターによる移動外出支援ボランティア養成講座を、先月の24日に実施いたしました。その内容としましては、許可登録を要しない輸送についての概要、住民が自主的に行う場合の同意書、万が一の事故のための保険、安全運転講習の受講などについて、受講していただいているところでございます。

以上でございます。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 有償のほうについては、地域の事情によって、現在、葛城市では、そういう必要とするような状況ではないと。ただ、ボランティアの活動については、先ほどご紹介ございましたように、社会福祉協議会、非常に私も聞かせてもらいました。こういった車まで用意していただいているんですが、これ、社会福祉協議会が、この軽自動車の無料貸出し、車をね。こういうふうなんも用意して移動外出支援ボランティア養成講座、2月24日、これ、議会で私、重なったので行けなかったんですけども、こういったこともされておるとということも私伺っています。ただ、これ私、こういう乗り手を探すのが先なんか、こういうことでお困りの方がどのぐらいどこにおられるかということが先なんか。私これ、連動しないと、エントリー

します、開店休業で全然利用してもらえない人がおられないと、こういった事情になるような気がするんです。ニーズ調査です。これをあらかじめ、どの地域にどのぐらいの移動困難者がおられるのかという、そういう調査を必要というふうに考えるんですけども、そのようなことをご検討いただいているのか、されているのか、お聞きをします。

**梨本議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 令和3年度から実施中の葛城市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、その策定期間中にニーズ調査を実施しております。その中にございます在宅介護実態調査では、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、介護・福祉タクシーなどの移送サービスが挙げられ、単身世帯で26.8%、夫婦のみの世帯で38.8%の方から必要であるといった回答をいただいております。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** そのような具体的な調査がお済みでしたら、私は、この地域でこのぐらいの需要、移動支援を求めているんだといったことを前提に、この地域で探しているんですよというふうなマッチングというものが必要かなというふうに思います。これ、オール葛城市で、離れたところまで迎えに行って移動支援すんのか、私は、最寄りの地域ごとのというふうな助け合いのイメージを持っているので、その辺のところのつなぎ方といいますか、連携の取り方をしっかりとやっていただきたいなというふうにも思いました。

次に、別の観点から支援策をお願い申し上げます。冒頭にも説明申し上げましたように、事故が増えている、家族の勧めもあって自主返納する、日常生活に困ると。車に乗らなくなって不便であると、こういうふうな流れの中で、人に頼る、乗せてもらうということも、公共バスも紹介しましたが、自力で動ける方法として、高齢者という定義ではいささか無理もある方もおられるかと思っておりますけども、自転車という移動手段もございます。電動アシスト自転車、実際に車を降りられて、アシスト自転車に変えられている方、たくさん私も存じております。ただ、金額が高いというふうに伺っています。十数万円というふうに伺っています。前回、前々回ですか、松林議員が質問する予定でしたが、ちょっと時間がないのでと言われていましたけども、実は内容を聞きますと、いやいや、あれはもし事故があったらというふうなことも懸念材料としてあったと。私も、自転車乗りなはれと言って、市がお金出しますわと。あくる日、後ろから車でぶつかられたというふうなことが原因で、あんなに言うたからやとなってもというふうなこともあるんですけども、これは誰もかれもじゃなしに、自転車の乗れるような高齢者であれば、私は自転車という方法も、道路交通法の範囲内でございますので。ただ、市が認める場合には、ちょっと助成してあげるよと。購入費にね。これ、あるんですよ、たくさん自治体が、これに対する助成している自治体あるんですけど。安全運転講習会、これ、市でも自転車の安全運転講習会あると思うんですけど。そういったところで、ちゃんと自転車が安全に乗れることを確認した方を条件として、こういうアシスト自転車の購入支援というのも移動支援の1つかなというふうに思います。既に、幼児2人同乗用自転車の購入、こういった補助事業も、本市、丁寧に事業としてやっていただいておりますので、この事業の自転車の援助の延長線上に、こういったアシスト自転車の購入

支援というものも、ご検討いただけないかなということをお願いするところでございます。  
ご答弁求めます。

**梨本議長** 東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の運転免許証の自主返納者に対する支援ということで、電動アシスト自転車の購入の助成をしてもらえないかといったことかと思ひます。この件に関しましては、過去の議会の一般質問においても、複数の議員からあらゆるご提言、ご質問を頂戴し、その支援について答弁をさせていただいてきたところでございます。今回は、電動アシスト自転車の購入助成という具体的なご提案でございますけれども、この件に関しまして、高齢者の心身の状況であったり、また、活動状況等が適切であるのかなどの見極めの課題もあることから、また、安全性なども含めまして、近隣自治体の動向を見据えつつ、調査研究をしまいたいというふうに思っております。

なお、安全性に関しましては、奈良県交通安全協議会主催の高齢者向けの自転車安全運転講習会、この開催が、葛城市民を対象にさせていただけるのか、開催できるのか、可能なのかも視野に入れながら、併せて調査研究をしまいたいと思ひます。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 安全対策を十分講じていただいて、こういった支援も視野に入れていただけたならというふうをお願いをしておきます。

次に、必要なときに、一番スムーズに対応ができる手段、これは、私は、タクシーが最適であるのかなあというふうに思われます。しかし、ふだんタクシーを利用されてない方については、やっぱり高いなというイメージ、ぜいたくやなあという感覚、そういったことが、利用することに対する抵抗感につながっておるのかなあというふうに思ひます。一方、本市のコロナワクチン接種の際に、タクシーを使っていただいて、非常にうまくいった。高齢者のワクチン接種の帰宅の移動手段として、タクシーを活用していただいた。私はこれ、非常に皆さん喜んでいただいたし、なるほどなど、こういう賢いタクシーの使い方があんのやなということをつくづく感心をさせていただきました。

このように、公共バスは、今日は買物行こうかな。公共バス、スーパー行きのバスが午前9時にあるから行った。何で公共バスに乗って買物に行く人が少ないんかな。帰りの便がないとかね。そういった公共バスの不便さをなるほどと。これを、ワクチン接種のあの帰りのタクシーという技を使って、行きの公共バス、帰りのタクシーみたいな複合的な使い方、また、先ほどちょっとご紹介しましたグラウンドゴルフの大会、タクシーで、大体3人乗れますので、会場まで市内の移動の範囲ですので、1人割勘でいくとそんなに高い金額でもございませんし、複数で利用すると、比較的、経済的利便性は高くなるというふうな、そういった使い方をするとすれば、非常に効率的かなあというふうに思ひます。また、問題となっている公共バスの利用促進にも、これ、つながってくると思うんです。こういう1つの仕組みをつくるとね。そういう、この公共バスとの合わせ技が理由で、タクシーに対する支援を全

国の自治体が行っておられるわけではございませんけれども、ほかの自治体は知りませんよ、何でタクシーチケットを出されているのか。副市長が、以前おられました高松市におかれましても、これ、タクシーチケット、高齢者に対して年間何枚といった形で出されております。非常に有効な高齢者に対する移動手段の支援策というふうに私は思いますし、このようなタクシーの利用料金の支援、これに対する考え方といいますか、どのようにお考えか、お尋ねをいたします、まずね。

**梨本議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 高齢者に対する移動手段としての助成制度でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

本市で実施しております、生活支援体制整備事業におきまして、コロナ禍でも活動できる畑活、救急医療情報を活用する安心キット、地域住民の自主的な移動・外出支援など、地域の力で地域の困りごとを解決する。そういった活動を通じて地域の互助意識を高め、高齢者への支援を行ってまいりました。高齢者に対する移動・外出の支援に対するニーズは高うございますので、生活支援体制整備事業と並行して、高齢者に対するタクシー利用料金への助成制度につきましては、研究してまいりたいと考えております。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 重たい宿題の割には簡単にご答弁いただいたんですけども、これ、私、ぜひともやっていただきたいんですよ。それには、いろいろと調査研究、市長がいつもおっしゃっている、調査研究が必要やと思います。根拠、これ必要やと思いますので、後ほどお尋ねをしますけれども。こういった高齢者の移動手段に対する検討は、本日も森井部長と、それから高垣部長と、それから東部長と、多岐にわたる部門が協議しないと、保健福祉部は保健福祉部としての考え方で進められている。先ほど誰かの質問のときにも、教育長でしたかね、表現された、チーム。私はね、高齢者移動手段のための検討チーム、複数の部長、課長が、このテーブルをつくって、このことに。空き家もそうですよ。前回、高垣部長にも、これ何で、あんたのところ空き家屋さんなんと聞いたら、いろいろと事情がありましてと。そのときに私伺ったのは、私、取りまとめ役としての立場。要するに、これ複数の部署でかかわらないと、具体的な取組ができない。こういう縦割り弊害の理由で事業が進まないというのは、ちょっと問題かなというふうに思います。そうすると、これ、誰が、このほんならテーブルつくねんと。こうせいという指示をすんねんと。これはもう副市長あたりが、どうのご認識か、こういう多岐にわたるチーム編成の必要性のそういう検討のお考え、こういったことについて、副市長からのお考えをお聞かせください。

**梨本議長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 市の関係部局が部局横断的にかかわりなさいというようなご指摘と認識しております。現在は担当課が決まっていれば、担当課同士で、文書の供覧であったり、チームとまではいってないかもしれませんが、協議をしたりというのを行っていたり、あとは部長会で全部局に連携を求めたり、周知を求めたり、あとは、今年からやったのは、部長会というのは市長、副市長、教育長いますけれども、そうじゃなくて、部長だけで話す場をつくりましょうよと

いう場もつくらせていただいて、そういうのもやらせていただいています。チームまでつくったほうがいいのかという理由でハードルを上げたほうがいいのか、いや、もう少ししゃべりやすい場でやったほうがいいのかと、その場その場でいろんな方法があるかと思います。

今回の高齢者の移動手段につきましては、少なくとも公共交通と福祉が密接にかかわる必要があるとは思っておりますので、そこはしっかり部局同士でまとまらなければ、私だったり、副市長、市長がしっかり言う必要もあるかと思います。ただ、事業するには、全て、財源も含めて検討する必要がありますので、引き続き部局横断的に議論をさせていただければと思っております。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。副市長あたりがリーダーシップを取って、そういうテーブル、チームまでいかんでも、テーブルにつく設定をリーダーシップ取ってやっていただくということじゃないとなかなか難しいかなと。これ私、何でこんなこと言うかいうと、このタイトル、高齢者の移動手段の支援についてというタイトルでいろいろ調べたら、国のどこでやってんねんというたらですよ、国土交通省がやっているんですわ。これ、私、福祉部かなと、そういう考えね、厚生労働省とかその辺のところかなと思ったんです。実は国土交通省なんです、国土交通省がやっていると。交通手段の支援ですので、分からんでもないけども。そういう意味から、ああ、なるほど、これは連携が必要やなと。この国のパンフレットの頭にも、交通と福祉が重なる現場の方々へという資料なんですよ。要するに、そういう方々がこのことについてしっかりと考えてくださいよと。こういう意味の取りまとめ役を国土交通省がやっていると、こういうことですので、市のほうも、そういう取りまとめをしながら、チーム葛城市として、このことについて、しっかりとご検討を前向きにいただきますようお願いいたします。市長におかれましても、この高齢者への移動手段の支援ですよ。この必要性は十分、私の話以前にも、ご認識をいただいておりますものやというふうに推測をいたしております。今回申し上げましたお願いなり、ご提案申し上げましたことにつきまして、特にタクシーチケットあたりについては、前向きなご答弁をいただきたいと思いますが、市長よろしく願いします。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 高齢者の移動手段における支援の1つにコミュニティバスがございます。このコミュニティバスの運行形態を今まで以上に利用しやすくするために、運行方法の検討についてご質問をいただきました。また、それらを補完する仕組みとして、ワクチン接種会場でも実施いたしました、行きはコミュニティバス、帰りはタクシーを利用する方法が有効ではないかというご意見も踏まえて、高齢者に対するタクシー利用料金への助成制度のご提案をいただいたと認識しております。さらに、高齢者の運転免許証自主返納者に対する支援として、電動アシスト自転車の購入助成等、市として取り組めるものは何があるのかなど、公共交通の充実とその活用するためのご提案をいただきました。

ボランティア等による許可登録を要しない輸送を活用することにつきましては、先日開催されました「福祉の奈良モデル」推進フォーラムにおきまして、顔の見える関係だからでき

る支え合い・助け合い移動外出支援と題しまして、地域住民の手で自主的な移動外出支援を行っている、東和苑ささえ愛会の皆様のすばらしい活動について、発表をさせていただきました。本市の住みよいまちづくりを維持継続していくためには、このような自主的な市民活動を支え、醸成していく、徐々につくり出していくことも必要であると考えております。また、自宅から歩いて通える範囲に高齢者等の居場所や運動教室等を広めることも重要であるかと考えております。高齢者の移動手段への支援につきましては、コミュニティバスと福祉サービスの両面から検討していくことになると考えております。高齢者にタクシー利用料金を助成し、帰るときの移動手段が確保されていることで、コミュニティバスの利用の増加につながるのではないかとのご提案と、電動アシスト自転車の購入に対する補助など、他市でも実施されている事例も踏まえながら、高齢者の方々がこれからも活発に地域で活動していただくためには、どのようにしていくべきなのか、税の配分も財源も含め、様々な角度から支援できる方法を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 市長のご答弁ありがとうございます。年を取って、一番先に不自由を感じるのは、自分で自由に動けなくなるということかなと思います。先ほどもご紹介しましたように、通院、買物、スポーツ、文化活動、いろんな何らかの方法で外出をする必要が、寝たきりになるまで求められるところかなというふうに思います。ただ、マイカーによる運転、これには限度がある、危険を伴うというふうなことも、弊害といいますか、懸念をされておるところでございます。こういった高齢者の移動手段、これをしっかりと支えていただくことによって、先ほど市長からのご答弁もございましたように、地域で暮らしやすい環境づくりというものにご尽力をいただきたいなというふうに思います。

財源等というようなお話もございました。市におきます高齢者対策につきましては、今日まで、敬老年金など、多種多様な取組を充実させていただいておるのが現実ではございますけれども、監査報告にもございましたように、事業効果等の検証をしていただきまして、適切に改善いただきますようよろしくお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**梨本議長** 増田順弘議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安です。今日6人目、最後の質問者となります。お疲れのこととは存じますけれども、よろしく願いいたします。さて、今回私は3点質問いたします。

まず1点目は、葛城市の市立、公立の保育所及び認定こども園の施設長、園長、所長が、市長がなさっているということでもあります。この問題について、令和4年第2回定例会におきまして、奥本議員がこれを取り上げられました。そのときに、このような保育所、あるいはこども園があるかということで、奈良県の担当課、奈良っ子はぐくみ課に問い合わせたと

ころ、奈良県ではそういうところはないと。葛城市だけだと。私もそれはそうだろうなと思ひまして、一体日常的に施設長が存在しない、働いていない、そういう保育所、こども園の管理運営体制がどうなっているのかと。大変私は不安にも思ひ、疑問にも思ひました。そこで、今日は1つ1つ、一体どういう管理運営体制になっているのかについて質問してまいります。

それから2つ目は、葛城市は18歳まで医療費助成を行っております。これは奈良県下の中でも先駆けて実施した自治体であろうと思ひますが、皆様ご存じのとおり、この令和5年度に向けた予算計上におきまして、今各市町村、奈良県下で議会を行っております。奈良新聞の報道を見ますと、18歳までの医療費助成はもうやると。さらに、そこから更に進んで、現物給付方式を未就学児から、例えば奈良市は中学校までやるとか、あるいは橿原市では未就学児の一部負担金、これをゼロにするとか、そういう新たな医療費助成の取組に進み始めている自治体が増えております。葛城市は、ずっと18歳までの医療費助成ということで来たんですけども、新たな展開があるのかどうか、これについて質問してまいります。

3つ目は、私のライフワークのようになってまいりましたけれども、入札契約の適正化について、更なる改善が図られるよう、この点について質問をいたします。今回は、競争入札の参加者数を増やすことがどうかということと、それから、もう一つは事業者評価、工事評価、この評価について、どう取り組まれようとしているのかということを中心に質問したいと思います。

これよりは質問席より発言いたします。よろしく申し上げます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** それではまず、お伺いいたします。葛城市の磐城認定こども園の園長及び3つある公立保育所の所長を市長お一人が兼任されておられます。このことについて、私は葛城市においても、常勤で専任の保育所長、認定こども園長を配置するべきだと考えておりますが、そうした計画はございますでしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部、井上です。よろしくお伺いいたします。

現在、新たな組織づくりなど、保育現場の充実に向けた検討をしているところでございます。また、方向性が決まりましたら、ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** スケジュールはどうなっていますでしょうか。その検討のスケジュール、これについて伺います。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** スケジュールにつきましても検討しているところでございますので、早く、言えるようになりましたら、ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 検討中ということですので、よろしくお願ひしますが、結論をやっぱり急いでいただきたいなというふうに思ひますので、この点については、また引き続き注視しておきたいと思ひます。

さて、具体的に保育所の体制がどうなっているかということについて伺ひますけれども、3つの保育所の保育士の人数、正職員及び会計年度任用職員等及び主任保育士の人数、この3つの数字をちょっとお聞かせ願ひます。同じく認定こども園についてもどうかお聞かせください。認定こども園は主任教諭ということになるんですかね。その人数についてお聞かせください。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 初めに、磐城第1保育所では、正職員の保育士が11人で、うち1人が主任保育士、2人が現在育休中でございます。そのほかに、会計年度任用職員が13人で、それぞれの勤務時間は3.5時間から7.5時間、週3日から週5日の勤務となっております。

次に、第2磐城保育所では、正職員の保育士が17人で、うち2人が主任保育士、1人が育児休業中でございます。そのほかに、会計年度任用職員が30人で、それぞれ勤務時間は3時間から7.5時間、週3日から週5日の勤務となっております。

次に、當麻第1保育所では、正職員の保育士が9人で、うち1人が主任保育士、2人が育児休業中でございます。そのほかに、会計年度任用職員が15人で、それぞれ勤務時間は3.5時間から7.5時間、週4日から週5日の勤務となっております。

最後に、磐城認定こども園では、正職員の保育教諭が8人で、うち1人が主任保育教諭、1人が育児休業中でございます。そのほかに、会計年度任用職員が11人で、それぞれの勤務時間は3.5時間から7時間45分。週2日から週5日の勤務となっております。

以上でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。

それでは、ちょっと次の質問ですが、主任保育士及び主任保育教諭の方について、その仕事について伺ひしますが、担任を持っておられるのかどうかということですね。これが1つ。それからあと、保育時間として必ず勤務するという割当てですかね。つまりフリー、全く主任保育士とか主任保育教諭がフリーなのか、それとも週何時間か割り当てられて働いているのか、そのことも含めて、担任を持っているかどうか、このことについて伺ひいたします。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 主任保育士及び主任保育教諭は担任を持っておりません。また、臨時で担任を持つこともございません。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 臨時で担任を持つこともないということで、保育士が欠席したりした場合は、こういう場合も担任を持たないと。担任ではなくて、そのときは援助には入ると。例えば保育士が休暇を取る。そのときに、いろんなことで補充ができないという場合の臨時に入ることも全くな

いということですか。ちょっとそこを確認します。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 担任を持っていない保育士も配属しておりますので、ございません。

以上でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。

次にお伺いしますけども、保育所及び認定こども園の安全管理上の責任者は誰になっているのでしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 防火管理者は各園の主任でございます、安全管理上の責任者は所長、園長となっております。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 安全管理上の責任者は所長と園長ということですから、葛城市では市長ということではないですか。

それではお伺いします。保育時間内に、保育施設に係る事故のためにお子さんがけがをした場合、あるいは重大事故、特に入院したり、生命の危険に及ぶような重大事故が発生した場合の対応マニュアルはございますでしょうか。あるとすれば、その場合の施設長の役割はどうなっているのでしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 公立保育所及び認定こども園では、そのような場合、安全管理及び事故発生時対応マニュアルに沿って対応することになります。緊急時の体制としましては、事故発生時には、主任保育士及び主任保育教諭が初期対応に当たります。その後、所長、園長が指揮を執ることとなっております。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** その場合、保護者対応とかということも当然出てまいらうと思うんです。指揮を執るといふことですが、一般的にあるのは、やっぱり重大事故の場合は、当然施設の管理、安全管理上の責任者が施設長でありますから、当然、そこで保護者対応が出てくると思うんですが、葛城市の場合、そういうことの場合は、これまでも市長が直接保護者対応されてきたのかどうか。ここら辺は過去でいいですから、多分そういういろいろな事故があったりしたと思うんですけど、そういうところではちょっとどういうことになっているか。分かればお聞かせください。ちょっと調べてなかったらもうそれで構わないんですけども。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 過去におきましては、まずは、現場の主任保育士が初期対応に当たりますが、その後、こども未来課及びこども未来創造部で対応をいたします。

以上でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** こども未来創造部で対応するというので、そういうことをされたと思うんですけども、

私としては、やはり現場のことを、本来は所長、園長が現場の専任としていて、日常的に安全管理に気を配って、そういう事故が起きた場合も、施設の安全管理者は施設長なわけですから、その方が、本来、保護者にも対応するのが保護者にとっても親切かなあというふうに私は思います。

厚生労働省は、保育所保育指針というものを出しております。これは年によって改定することもあります。これは全国に対し、全国の保育所の保育レベル、これを一定の数字に上げるために、こういう指針を出しております。解説書も出してございまして、それは、ホームページに載っております。私も全文読みました。その中で、施設長という、要は園長、所長ですけれども、40か所、解説書の中に出てきます。その役割がですね。それを見ましてちょっと読んでみます。その安全管理に関わる場所を読んでみますね。保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならないとあり、厚生労働省による解説において、保育所が、苦情解決責任者である施設長の下に、苦情解決担当者を決めて、苦情受付から解決までの手続を明確化し、その内容や一連の経過と結果について書面で記録を残すなど、苦情に対応するための体制を整備することが必要である。また、中立、公正な第三者の関与を組み入れるために、第三者委員を設置することも求められていると。これは、今ずっとマスコミなどでもあります保育事故です。あるいは保育士による虐待というふうな表現も使われますけれども、保育士に対するそういうことが起きて、保護者から苦情が出てくる。その苦情に当たっては、苦情解決責任者は、今あるように施設長なんですね。その下で主任保育士とかが解決に当たるのは、これ当然でありますけれども、基本的には、葛城市では、日常的に施設長が多分不在だと思うんですね。だから、その安全管理上の責任が本当に果たせて、保護者に対する説明責任が果たせるのか。私、これが非常に疑問に思っております。万が一、保育事故が葛城市で起きた場合、しかも同時に2か所で起きたような場合、私これ、マスコミ対応1つ取っても、私は、葛城市、何やっていたんだと、行政も議会も。そういうお叱りを市民の方々から受けるんじゃないかと。そういう心配、不安があるんです。これは葛城市だけですから、こんな日常的に施設長が不在であると。それで本当にこの責任が果たせるのかというふうなことは、疑問に思っております。このことはちょっと申し上げておきます。

それから、じゃあ、次ですけど、台風や地震・火災などの災害時の避難計画において、所長及び園長はどのような役割を果たすというふうになっておりますでしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 所長及び園長の役割は定めておりません。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 私はこの間、葛城市内にお住まいの、これ近隣市の保育所長経験者、こども園の経験者、複数いろんな方を介してお話を聞かせていただきました。そのときに、やっぱり災害時、例えば地震が起きる、そのときどうするか。そのときやっぱり、今ちょっと定められてないということですがけれども、やはりこれは子どもの安全上どういうふうにするのか、火災が起きたときは当然、避難計画あろうと思うんですね。そのときの判断、誰がするかということで

あります。これは主任保育士に1人に任せるのか。私は、小学校でも校長先生、教頭先生、最近では主幹教諭とか主任教諭とか、少なくとも私は複数の方が重要な判断をするという体制を取らないと、大変重圧が主任保育士の方にかかってくる。特に子どもの命を預かっている施設ですから、こういう火災・地震のときの対応が、常時施設の責任者がいないという状態を放置しておいていいのかということについては、改めて申し上げます。

2つ目ですけど、保育士あるいは教室に、子どものことですから、小さいお子さんのことですから、家庭のいろんな事情の中で、その日の具合で非常に手がかかる、ぐずったりするという。そうすると、教室の中に、そのお子さんを保育してても、ほかのお子さんとの関係でなかなか保育士がやりづらいときには、誰がどのように対応されているのか、葛城市では、そのことについて伺います。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** そのような場合には、まず、担任の保育士や保育教諭、または支援のための保育職員や担任を持たない保育職員などが対応しております。また、場合によりましては、主任保育士や主任保育教諭も対応に当たっております。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 私がこの質問をしたのは、先ほど紹介した厚生労働省の保育所保育指針の解説の中に、なかなか温かいなと思ったのは、やっぱりお子さんの中には、比較的年配の落ち着いた方の側だと安心するというお子さんがいたりするので、施設長の下で、そういう子どもをちゃんと面倒見るといって体制も大事ですね、みたいなことが書いてあるんですよ。だから、若い保育士だけでなく、やっぱりベテランの保育士、そういう方がいると安心すると。実はそれ読んだとき、私も子どものときにそういう経験があります。所長、園長というかな、ちょっと年配の方のところに行くとか何か安心すると。だから、そういうふうな仕組みですね。だから、そういう意味でも、施設長とかいうのは、不在で済むような仕事内容にはなってないですよ。保育所保育指針の解説を見ましても。だから、私、そういう意味では葛城市の保育所のレベル、保育サービスの提供の在り方において、やはり所長が不在だというのは、非常にこれはちょっといかがなものかなあという気がいたします。

次に質問します。障がいを持つお子さんの小学校入学に当たって、当然小学校との連携、小学校にちゃんと保育所でのいろんな生活記録等、これ綿密に打合せして、入学がスムーズにいくようにするということがされていると思いますけれども、この小学校との綿密な相談に誰が当たっておられるでしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 主任及び担任等、支援を行っている保育職員が、小学校入学前の連携に当たっております。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** そういう意味でも、葛城市は、主任保育士の非常に役割が大きいなというふうに思いました。これは、私が聞いた方々、それはもう所長の仕事ですというふうなことでおっしゃっていました。やっぱりお子さんに、施設の長として責任持って小学校に引き渡すということで

すよね。だから、そういう点で、葛城市においても本当に主任保育士の方、頑張っておられると思いますけれども、やっぱり負担が大きいのではないかなあというふうに思います。

次にお伺いします。職員の日常的な人事管理はどなたが行っているのでしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 主任保育士や主任保育教諭及び所管するこども未来課が行っております。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 施設長はやっていないということでしょうか。今おっしゃったのは、職員の日常的な人事管理、誰が行っていますかということでしたら、ご回答が主任保育士、主任保育教諭、それからこども未来創造部がやっていますということで、こども未来課かな、やっていますということだったので、施設長は全くノータッチということでしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 日常的な人員管理ということでございますので、今申しました答弁のとおりでございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 日常的にはいないわけですから、管理のしようがないですよね。先ほど保育所の保育士の人数をお伺いいたしました。一番多いのは磐城第2保育所で、主任の方も2名おられますけれども、正職員が17名で、会計年度任用職員が30名いらっしゃいます。その30名の方々は、勤務する時間、それぞれ異なっておりますし、また、派遣とかいうのも最近ありますし、会計年度任用職員もいらっしゃるし、いろんな方が入っているわけですね。だから、その方の人事管理というのも、私は非常に大事だろうと思うんですが、この仕事が主任保育士になっているということは、私は施設長として、本来ここは一番施設長がやるべき仕事ではないかなと思うんですけど、日常的にいないから、もうこれはできないということでもあります。

じゃあ、次にお伺いします。葛城市においては、人事評価を職員の方に今行っておられますけれども、職員の人事評価について、これは、主任保育士の人事評価どうなっているかということなんですが、基本的には自己目標を立てて、上司と面談をしながら目標をつくって、それで自己評価をして、またそこで面談をと。それに対して、日常的に見ている人が評価を加えるということだろうと思うんですが、この主任保育士の面談評価はどなたがやっていますか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 葛城市職員の人事評価につきましては、1つ上の職階の者が1次評価者となり、さらにもう一つ上の職階の者が2次評価者となりまして、2名の上司により人事評価を行うこととなっております。したがって、主任保育士及び主任保育教諭の人事評価につきましては、1次評価は、こども未来課長が、2次評価は、こども未来創造部長が面談及び評価を行っております。

以上でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 職員の働き方は、常時見てないと評価できませんわね。ほんで、今おっしゃったのは、1

次評価者がこども未来課長ですよ。この方は、常時施設を回っておられるのでしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** できる限り回っておりまして、終礼参加等もさせていただいております。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** こども未来課長って、いろいろと保育全体の行政をやっておられる中で、回っておられると。終礼ぐらいですよ。それでもね。私、これちゃんとした評価になっているのかなと、できるのかなと。実際に職員のほかの部署と比べたら、これはよく分かることだと思うんですよ。課が1つのまとまりになって、その課のまとまりの中で部があると。日常で働いている様子は、よく分かります。課長席から見てもですね。ところが主任保育士、これ非常に大事な仕事です。負担も大きいですね。ところが、施設長がいないもんだから、行政職の課長がやっていると。ほかのところでは、施設長は、所長、園長は大体、保育士のベテラン保育士、主任保育士を経験した方がやっていると。だから、当然主任保育士の働き方が分かります。それで所長は管理職ですから、日常的に行政との関係とか対外的なことをやっていますから、行政との関係があるので、それも評価できると思います、まだね。行政のほうは。だけど、主任保育士をいかな行政の側の課長が評価するというのは、私は大変これは無理があるんじゃないかなと。とりわけこの評価制度というのは、職能を高めるというかな、自分自身の能力を向上させるという観点からの人事評価でありますから、やっぱり具体的な指導が入るものなんですよ。ところが、やっぱりベテランの主任保育士から所長に上がった方が、その主任の働き方を見るのと、そうした経験がない、保育の現場で実際に保育の子どもたちを預かって、日常的にそういう活動したことがない行政職の課長がこれを評価するというのは、非常に難しいのではないかなと思います。

次に、ちょっと行きますね。研修についてお伺いします。職員の成長ということで、保育所保育指針の中にも、施設長の非常に重要な働きとして、職員の研修計画というものを策定するという事になっているんですけど、葛城市は、誰がこの研修計画を策定されているのかお伺いします。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 葛城市の策定ということなんですけれども、まずもって、努力義務的な書きっぷりであったと思っております。葛城市の、今、職員の研修の計画につきましては、まずは県の奈良っ子はぐくみ課、そして葛城市の人事課、そしてこども未来創造部及びこども未来課、そして主任保育士、さらに、葛城市保育協議会の保育士部会などが年間の研修計画を立てているところでございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 実際に立てておられて、それを最終的にこの研修計画で行きますという責任者はどなたなんですかね。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 研修の責任者といいますか……。

**谷原議員** 計画です。計画策定の。

**井上こども未来創造部長** 計画策定といいますか、計画は年間の計画を立てているんですけど、責任者というような、どう答えたらよろしいのでしょうか。資質向上のための責任ということであれば、私どもの部もそうでありますし、また、人事、葛城市ということにもなります。以上でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 実は、保育所保育指針を見ますと、その指針の中に明確に出てくる施設長の役割というのは、この研修計画の策定なんです。だから、研修計画の策定は施設長がやるというふうになっているんですね。なぜやるのかというのは、やっぱり現場の保育士を見て、その保育士が成長していくように、そこはキャリアパスという言葉が出てくるんですけど、後で言いますが、そのキャリアパスが、つまり職階に応じて、あるいは職員に応じて、そのポストにつくことによって次第に保育士として成長していく、そのキャリアパスの過程の中で研修計画をきちっとつくっていく。そのためには職員の様子も見ながら、だから自己評価にも関係するわけですけども、その自己評価に基づき、評価に基づき、職員の様子を見ながら、研修計画を立てていくというですね。それを施設長に求めているんですね。だけど、今お聞きすると、そこは葛城市はちょっと、もう一つははっきり分からなかったのも、実態そうされているか分かりませんが、でも、現実には市長が施設長になっていますので、私はどこまでできるか、ちょっと非常に疑問に思うところはあります。

以上、ちょっと幾つかの点について、具体的に質問してまいりましたけれども、私は現場の責任者である主任保育士や主任保育教諭に大きな負担がかかっているのではないかと。よその市町村では、施設長、園長、所長と主任保育士が両方一緒になって管理運営をやっていると。主任保育士の仕事は施設長の補佐ですから。ところが葛城市では、主任保育士や主任保育教諭が、まさに現場の中心となってやらざるを得ないと。そういう実態になっているということがよく分かりました。これはちょっと私は、主任保育士なんかの方のやっぱり働きとしては、非常に厳しいのではないかと。本来は施設長の補佐というのが立場ですから、このことについては指摘しておきたいと思っておりますし、所長、園長がいる保育所とか、認定こども園と比べると、葛城市の体制は弱いと言わざるを得ないと私は思います。

では、次は少し視点を変えて、この保育士のキャリアパスという観点からお伺いいたします。葛城市において、正職員の保育士として採用された方の最上位の組織上の地位は何でしょうか。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 保育現場では、課長補佐級となっております。しかしながら、以前、私の前任の子育て福祉課長につきましては、幼稚園教諭でございましたので、今までのキャリアの最上位の地位は、課長級ということになります。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 職階じゃなくて、組織上の地位ですね、聞いたのは。だから、例えば保育士が、次はどういうキャリアのポストにつくのか。普通は主任保育士ですか、上位は主任保育士。今、課長とおっしゃっていたけれど、主任保育士は課長職じゃないと思っておりますので、その主任保育士

の方が、例えばどここの所長になるか、課長になるか、組織上の地位がどういうふうになっていっているのか。じゃ、最上階は課長ということですけど、どこの課長になられたんですかね。

**梨本議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 先ほども申し上げましたが、私の前任の子育て福祉課長でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 前任の子育て福祉課長は保育士から主任保育士になって……。

**井上こども未来創造部長** 幼稚園。

**谷原議員** 幼稚園のほうですか。分かりました。ということは、ちょっとあれですね、学校教育からですかね。

**井上こども未来創造部長** 2つ資格を持っておられた……。

**谷原議員** 2つ持っておられたからということですね。分かりました。私がこのことを申し上げるのは、要はキャリアパスとして、やっぱり保育士、主任保育士、それから所長、それから先ほどあったように、課長ということもあろうかと思えます。こういうキャリアパスがあるというのは、1つ保育士の方にとってのモチベーションにもなるので、そのことを保育所保育指針では、やっぱり丁寧に書いているわけです。保育士が早期でやめてしまうとかということがないように、年齢を経て、経験を積んで、それにふさわしいポストについていくと。そのときに葛城市の場合は、課長になるのはもうよっぽどなことだと思えるんですけども、今現在、認定こども園を入れると保育所で4つありますから、少なくともそのキャリアのポストとして保育所長がいる、あるいは園長がある。他市はそういうふうになっているんです。他の市町村はね。だから、それを目指して保育士が頑張っている、研修もあるという体制になっていると思います。私は、今日も、川村議員や柴田議員のほうが、今日は国際女性デーということで、発言ありました。保育士の方は女性が働かれている方が大変多いですよ。だから、そういう意味でも私は、保育所長や園長を経験される方、こういうポストの中で責任を持って仕事をやってこられた方、私もお会いして話をすると、やはりそれなりの見識を持ったしっかりした方だなというふうに思う方が多かったです。要は人材として、そのように保育について造詣の深い方、こういう方が葛城市で増えることになると思うんですね。そのことは、葛城市の保育事業、今後の子育て支援事業に大きな役割を果たしていただけたらと思うんです。それが、葛城市では市長が4園とも持っているというのは、私は負担になっていると。やっぱりそういう方々のキャリアアップ、そういう方々の人材が、葛城市の本当に力を発揮していただく方を育てるという意味でも、ここは、私、市長に英断を求めたいと思うんですけども、市長のお考えを伺います。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 所長、園長を含めた組織の在り方について、検討させていただいているところでございます。安全管理危機管理マニュアルもあり、歴代の町長、市長がやってこられたことでもあるため、現時点で実質的な問題が顕在化しているとは感じておりませんが、リスクがあるという危機管理上の面等から、ご指摘をいただいたと感じております。組織の在り方の検討につ

きましては、歴代の首長がやられてきたことを残していきたいという思いもありますが、待機児童の解消のため、人員確保の注力、令和6年度が磐城第1保育所から磐城認定こども園への移行のタイミングであることなども含めて検討させていただいているため、時間を要しているところでございます。地域の子どもたちにとって、何がベストなのかということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。リスク管理上のことも非常に大きい問題ですけれども、最後、私、言いました保育士のキャリアパス、やっぱり若い保育士が、やっぱり立派な保育所長とか、園長、ベテランで鍛え抜かれた、そして職業の中で成長された、そういう管理職を見て、安心して働く、あるいは憧れる、そういうふうな職場であってほしいんです。そういう魅力的な保育所長経験者の方、僕、何人も会ったので、この間ね。だから、ぜひそういうポストを保育士の方々に与えていただいたら、私は葛城市の保育士にとっても励みになるだろうと思いますので、危機管理だけでなく、そういう人事管理の問題、人事の働き方のモチベーションの観点からもちょっと考えていただけたらと思います。

先ほどから繰り返し出しています保育所保育指針の解説では、保育所における保育の質の向上に関しては、保育所が置かれている状況の背景として、保育にかかわる制度がどのように変わってきたかを理解しておくことが大事であると、大切であると指摘した上で、次のように述べているんですね。保育所の役割や機能が多様化し拡大するとともに、そこで行われる保育の質についてもより高いものとなることを常に目指していくことが求められていると。つまり、昔は保育所長、市長、町長ですな、昔やったら町長が務められていた自治体あったと思うんです、たくさんね。だけど、時代の中で、やっぱり保育に求められるものが非常に多様化、高度化、専門化していく中で、どこの市町村も、これじゃ、もうちょっと保育所長をちゃんと置こうというふうに変わってきた歴史があると思うんです。葛城市は、実はその最後の1つですよ、奈良県では。だから、僕は、ここは阿古市長、英断で、阿古市長の代に、きちっとここを今後に向けて改めたという市長であってほしいんです。そういうことをお願いしまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問ですけども、医療費についてですね。子どもの医療費の無償化のことについてお伺いいたします。来年度から、奈良県内のほぼ全ての市町村で、18歳までの子ども医療費助成に、どうも多くのところが実施するようです。雪崩を打って、何か一気に拡大するという状況になっているようなんですけれども、このことについては、その事情を、どういうことが起きているのか、その背景、分かりましたら、把握されていたら教えていただきたいんですが。

**梨本議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部の前村でございます。よろしくお申し上げます。

議員お述べのとおり、来年度から奈良県内のほぼ全ての市町村が、子ども医療費助成を18歳まで拡大実施する予定。このような動きに至った背景には、出生率の低下が顕著となって

いる状況下におきまして、子育て世帯の経済負担の一層の軽減を図るためには、子ども医療費助成の年齢拡大が必要との認識が、県市長会や町村会などで高まったことがあると理解いたしております。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。昨年は7月に全国知事会が奈良県で行われて、過去最大だと言われてはいますが、45名の知事が参加されました。令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望書を出されておられるんですが、その中に、やはり国に向けて、子ども医療費の更に一層の助成ということをお求められます。奈良県も奈良県知事が、令和6年には、18歳までの高校生の医療費助成について行う市町村については、県としても助成金出したみたいなことをおっしゃっていることが報道でも伝えられました。1年前倒しで、早く、18歳まで医療費を助成しようという市町村が、そういうこともあって増えたのかなと思っております。そこでお伺いしますが、高校生の医療費助成について、令和3年度の決算で葛城市は幾ら支出されていますか。

**梨本議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 令和3年度決算で、子ども医療費助成のうち、高校生分の支出は1,243万3,412円でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 先ほど述べましたように、奈良県が、もし、令和6年度に高校生の医療費助成をやる市町村については県から半分出したいということになれば、このうち600万円近くが財源になるかと思うんです。こうしたことを、ぜひ葛城市で生かしていただきたいと思うんですけども、子ども医療費助成の充実のために。これについてのお考えをお聞かせください。

**梨本議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市のほうでも、そういうふうこれから生かしていきたいと検討をしたいと思っております。先ほどのような背景がございますので、検討していきたいと思っております。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 市単独でやっても大変だから、県の進み具合を見ながらということだろうと思います。私はこの間、新聞報道で、奈良市、それから生駒市、橿原市などの取組がありました。つまり現物支給、つまり、今は小学生以上は償還払いですから、窓口で払わないとあかんのですね、一旦ね。後から戻ってくると。現物支給というのは、もう窓口で払う必要はないと。これを、中学生まで奈良市は引き上げるという予算を出されているようです。一方、だけど、窓口の1レセプト当たり500円の一部負担金、入院時1,000円という負担金が残ります。だから医療費完全に無償化となると、この一部負担金をゼロにすると。これが、橿原市などでは未就学児についてはゼロにしたいとか、生駒市では、ひとり親家庭のお子さんの未就学児についてはゼロにしたいという予算案が出されているということは、奈良新聞でちょっと報道であったんですね。つまり、18歳まで医療費無償化するというのは、もう県内ほぼやりましょうと なっています。葛城市はやってきました。だけど、それを更に、子ども医療費助成を更に進めるとい自治体が出ている中で、私はぜひ葛城市にも、こうしたことをやってほしいとい

うふうに思うんですけども。ちょっと時間がないので、少しはしよりますけれども、最後に市長の見解をお伺いしたいんです。葛城市はこれまで市単独で負担していた高校生の助成費用の半額が、令和6年度から県から措置される見込みになります。こうしたことを生かしながら、子ども医療費助成の完全無償化を目指して、更なる取組を行うべきと考えますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今の質問は、実は異例でございまして、私が答弁するようにはなっておりませんので、部長答弁を読むというのもなんですので、私の考え方だけお伝えして、細部にわたっての返答になるかどうか分かりませんので、その辺はお許しいただきたいと思います。

今現在、国のほうでも、異次元の子育て支援を検討しているところでございます。まず、その内容を確認したいという思いがあります。それに伴いまして、各市町村とも非常に子育ての分野につきまして、助成制度を拡大しようという考え方に立っております。葛城市にとって、子育てしやすいまちづくりを実は今までしてまいりました。それは、必ずしも子どもたちだけというわけではなく、市民全体が過ごしやすい、暮らしやすいまちを目指した全体的なものでございますので、当然、行政サービスは高い目に設定しておりますし、負担は少ない目に設定しているというのが葛城市の特徴であり、また、住民の意識も非常にボランティア精神が旺盛な地域であるというのも、大きな住みやすさの原因になっておると、私は感じております。医療費助成にかかわらず、子育て支援につきましては、葛城市の財源の中で、何ができるのかということもこれからも考えていきたい。子どもたちだけではなく、葛城市民全てが暮らしやすいまちである、住みやすいまちと感じていただけるような行政サービスを提供していきたいという考え方でございます。

以上でございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。答弁書を読むだけでなく、やっぱり市長自らのお言葉できちっと語っていただきました。大変ありがとうございます。本来議会ですので、市長のそうした政治的な、葛城市の根幹にわたる施策だと思っておりますので、市長のお言葉聞けたことはありがたいと思っております。

では、次に参ります。引き続き葛城市の医療費助成、進むことをちょっと願っておりますが、次に参ります。入札契約改革について質問いたします。前回でも質問したことの確認になりますけれども、一般競争入札における下限価格の引下げ、これ前回ちょっと質問したんですが、この検討状況どうなっているかお聞かせください。

**梨本議長** 東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。よろしく申し上げます。ただいまの谷原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年12月の一般質問でもご答弁をさせていただきましたけれども、葛城市においての一般競争入札の下限額は1億円となっております。現在、引下げを予定しているところでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 引下げの予定年度、ちょっと言えますかね。言えるんだったら、ちょっとお願いします。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 年度につきましては、令和5年度から執行する入札について変更してまいりたいと思っております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。指名競争入札において指名業者を葛城市は事前公表をしております。この点については、談合を誘発するということで、国のほうの指針にもありますけれども、私も指摘しました。これは事後公表にぜひ改めてほしいということを述べてきたわけですが、この点について伺います。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 指名業者の事前公表につきましては、業者から職員への不当な働きかけを抑止する目的で設けられたものでございますが、昨今のコンプライアンス意識の高まりにより、そのような事象が発生するおそれも低下をしたことから、指名業者につきましては、令和5年度からは事後公表とするよう準備を進めておるところでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。

次に、競争入札における参加者の数、参加者の数を増やすことが、競争性を高めて、適正な価格にしていくということになるかと思うんですが、市内に本店、支店のある業者ということ資格として求める入札はかなりあるんですけども、支店については、葛城市の入札に参加するために、実態があまりないにもかかわらず、支店ということをして、葛城市の入札に参加するということがあるんじゃないかということは、過去の議会でも質問されたことが、ほかの議員であられましたけども、こんな実態の確認とかいうのは実際されているんですかね。また、する意味があるのかどうかということも含めてですけども、ちょっと伺います。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまの件でございます。入札参加資格審査申請を受付をする際に、市内業者に対し、事業実態を確認するために、その事業所の写真と市の税務課で発行いたします法人、もしくは個人の事業証明書というものを添付してもらえよう求めておるところでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 書類審査の上でそれを確認しているということでもあります。

次に、指名競争入札において私が気になるのは、やっぱり業者数が少ないと。いつも同じような業者が毎年入札に参加している。特に委託事業などで多いわけですけども。これについては、指名競争入札の場合の事業者数を増やす努力、例えば、もう一定数以上を確保するために市外の業者を若干入れるとか、何かそういうことも含めた、何か改善を考えておられるのかどうか、そのことについて伺います。

梨本議長 東総務部長。

**東 総務部長** 指名競争入札参加者指名基準というものがございます。優先指名と金額に応じた必要者数を定めております。そして、指名基準に基づき、指名競争の入札を行っておるところでございまして、ご指摘の必要者数につきましては、基準の変更を予定しておるところでございまして、また、指名競争入札に縛られることなく、金額等に応じて、一般競争入札での入札を増やしていく予定を考えておるところでございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。いろんな方法があろうかと思いますが、いろいろと検討して、その方向で進んでおられるということですので、ぜひよろしく申し上げます。

次に、よくこの間、地元業者の育成ということも聞かれます。私もそうだと思います。特に土木関係の事業者につきましては、災害時に、ぜひこの葛城市において災害復旧など必要な業種でありますし、そういう方々に、やっぱり仕事もちゃんと提供して、その中で、工事関係の技量も高めていただくということが必要なのかと思うんですけれども、地元業者の育成ということについて、葛城市ではどのような手法で育成されているのか、お聞かせください。

**梨本議長** 東総務部長。

**東 総務部長** 従来、市内業者を育成するという観点から、本市では指名競争入札参加者指名基準を設け、運営をしてまいったところございまして、令和4年度から、一般競争入札を行う際には、請負業者に対しまして、地元企業の活用等についてをお願いをしておるところでございます。また、市の指名競争入札参加者指名基準、これにつきましては、公共調達であります、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、これにおける地方公共団体の施策、または中小企業基本法、これにおける地方公共団体の責務の趣旨を鑑みますと、市内業者の優先指名というものがうたわれておるところでございまして、また一方で、地域要件につきましても、入札に際しまして、地域経済の活性化や地域経済の貢献を応募者に求めることとしておりまして、地元企業からの調達、地域住民の雇用等につながるものと考えておるところでございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 仕事を提供するという事に尽きるんだなと、今のを聞いて思いましたけれど。しかしながら、工事の品質を上げていく。さらには、業者が仕事を通じて、例えば葛城市内の県の事業、県の道路工事、それぐらい取れる、県は高い技術水準を求めると思いますので、そういう業者にやっぱり成長していただく、そういうことも大事だろうと思うんですね。その上で、工事成績評定、あるいは工事成績評定要領、あるいはそのためのチェックリスト、こういうことを国土交通省なりも示しているわけですけども、こうしたものは葛城市でございましてでしょうか。

**梨本議長** 東総務部長。

**東 総務部長** 葛城市建設工事検査要領というものがございます。また、チェックリストにつきましては、工事成績評定の採点考査項目表、これに従いまして、成績の評定を行っておるところでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 その評定が、実際に業者の選定等にどうかかわってくるかということも出てくるわけですが、けれども、まず、その前に工事評価、成績を評価する人員体制はどうなっていますでしょうか。さらには公平に評価することが大事だと思いますけれども、そうしたチェックリスト、それはどうなっていますでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 成績評定につきましては、工事発注課が、選定した監督員と工事発注課以外の複数名の工事検査員で行うことになっております。チェックリストにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、工事成績評定の採点考査項目表に従いまして、成績評定を行っておるところでございます。工事成績の通知及び異議申立ての運用は行っておりませんが、合格しなければ工事の手直しの指示をいたします。また、異議申立ての制度も葛城市にはございません。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 工事成績の通知はされているんですかね、業者の方に。通知すれば異議申立てがある。異議申立ての制度はないとおっしゃったんですけど、通知はされているのでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 通知はしておりません。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 通知していないということなんですけれども、これは、入札契約についての適正化を求める様々な国のガイドラインを見ましても、この通知をすることによって、業者の励みにするというふうなところがあるかと思うんですね。ぜひそういう制度を整えていただきたいと思えます。事業者にとっても、これは頑張らなあかんというところで、もっと技術力を上げようというモチベーションにもなると思うんですね。

さて、ちょっと耳の痛い話かも知れませんが、実は、施工プロセスが適正に施工されていることを、先ほどあった監督員・工事検査員、職員が確認するためのチェックリスト、こんなものがあるというふうに伺いましたけれども、私、市民の方から非常にクレームいただきました。ある葛城市の工事現場に、要は建設工事についての看板が全く立ってないと。これは、施工体系図とか建設業の許可を受けていることを示す看板を立てるということが法令上定められているわけですが、葛城市一体どうなっているんだと。こんなもん工事看板もつけないと公共事業やっているのかと。これは、本来は現場に行き、監督員・工事検査員の方がチェックして、なかったら、これ指導する問題ですよ。それを市民の方から私言われて、それは担当課に伝えてすぐ改めましたけども、でも、そんな問題じゃないと思っているんですね、私はね。これはチェックリストがあっても、実際そのチェックしているのかという疑いがあるわけです。これ再発防止、こういうことが起きないようにしてほしいんですよ、幾ら何でも。やっぱり葛城市内にはそういう事業に携わっている方、知識のある方もいっぱいいらっしゃるわけですから、葛城市の仕事、あるいは葛城市の公共事業に対する監督・検査がどうなのかという信頼性にかかわるので、これについて、ちょっと改善を求

めたいと思うんですけど、ちょっとお伺いします。

**梨本議長** 東総務部長。

**東 総務部長** ただいまの件でございます。この工事につきましては、工事発注課が監督員を設置いたしまして、施工中の工事について定期的に現場を確認し、また、主任技術者等と連携体制を取っておるところでございます。そして施工体制であるとか、配置技術者、施工状況、工程管理、また、安全対策、現場周辺の調整であるとか、環境対策などが適切に行われているのかをその監督員が確認を取るようになっておるところでございます。また、この監督員は定期的に現場に赴きますけれども、工事の件数であったり、また時期や規模、事業場所の関係もありますので、監督員が、施工中現場に滞在し続ける状態にはございません。議員ご指摘の工事がどのようなものかは確認はしておりませんが、市の行う工事につきましては、業者は建設業法を遵守し、法に基づく工事を行うべきものでありますので、工事発注課が業者に対し、法令遵守を徹底するよう指導、周知したいと考えておるところでございます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** これについては、やっぱり職員もそれなりの自覚も必要だし、技量もいると思うんですね。チェックリストにある分が、実際どういうものなのかという経験も積まなければいけないと思いますし、そういうものをぜひ、ないようにしていただきたいと思います。

最後に優良工事表彰制度、これをぜひ葛城市でも設けていただきたい。私は、入札契約の適正化については、行政だけではできるものとは思っておりません。やっぱり地元の業者の方と信頼関係の中で、1つ1つ改善をかけていくようなものだと思っております。業者の方にとっては仕事もあるわけですから、なりわいもあるわけですから、しかし、それを発注者側がこれは税金を使っているわけですから、適正な品質で安く、あるいは適正な価格で、これは執行される、さらには地元業者が技術力を高めて、県の仕事も取ってこれるように、受注者である行政が、そこはうまく導いていけるような葛城市であってほしいと思っております。この入札契約改革につきましては、国の指針見ましても140項目ぐらい、努力義務を入れるとあります。今、葛城市では少しずつ入札の在り方についても、先ほどの答弁にもありました最低下限価格についても改善を少しずつ行ってきていただいています。第三者委員会も設置していただきました。非常に、少しずつではありますけれども、そういうことをやっていますけれども、たくさんある項目を、ぜひ今後とも、よりよい入札契約ができますようにご努力をお願いすることを最後申し上げまして、質問といたします。ありがとうございました。

**梨本議長** 谷原一安議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、明日9日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願いま

す。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時40分